

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	154 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	131 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	116 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	76 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、夫の分のみを納付した時期は無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和 49 年 9 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金に加入後は不況で自営業が経営不振となる時期の平成 11 年 5 月までは、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時は好景気で保険料の納付が困難となるような経営事情や収入状況には無く、夫婦二人分の保険料を、金融機関窓口から定期的に納付していたと説明しており、夫の申立期間の保険料はすべて現年度納付されていること、申立人及びその夫の昭和 59 年 4 月から平成 17 年 2 月までの保険料の納付日は、申立期間を除きすべて夫婦同一となっていること、申立人夫婦が会社を設立した 61 年 1 月から委託契約をしていた会計事務所の税理士は、当時良好な経営状態であった旨を証言していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間に近接する申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び夫の 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間について、59 年 7 月に納付済みに記録訂正が行われているなど、申立人及びその夫の年金記録管理に関して必ずしも適切に管理されていたとは言えない状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月及び同年3月
② 昭和62年4月から平成3年3月まで
③ 平成4年3月

私は、学生であったときに、収入がなかったため、父が国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①及び③の期間の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③については、1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年5月ごろに払い出され、申立人は同年4月から当該期間直前までの国民年金保険料を納付しており、当該期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、その後の保険料はおおむね納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点で、申立人が学生になる前の申立期間①が未納期間として、学生であった任意適用期間の申立期間②が未加入期間として記録追加されており、申立期間①は当該払出時点で時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②は未加入であるため保険料を納付することができない期間である。

また、これらの期間当時に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、これらの期間の保険料を父

親が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年3月の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は、昭和45年3月に個人タクシーの免許を取得する際、申請書に添付する住民票等の交付申請に区役所出張所を訪れた時、職員に国民年金の加入を勧められるとともに、過去の未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するよう言われたので、銀行で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、昭和45年ごろ、個人タクシー事業の免許申請に添付する必要書類の交付を受けるため、数回にわたって区役所及び区出張所を訪れ、その際に国民年金の加入手続及び過去の未納期間に係る保険料の納付を勧められたと説明しているところ、申立人が個人タクシー事業の免許を45年3月30日に受けていること、及び申立人の国民年金手帳の記号番号が46年4月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人が銀行で納付したとする金額は、申立期間の保険料額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月、61 年 1 月から同年 3 月までの期間、平成 3 年 7 月及び 5 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月
② 昭和 46 年 10 月から 50 年 12 月まで
③ 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで
④ 平成 3 年 7 月
⑤ 平成 5 年 6 月

私たち夫婦は、昭和 46 年 6 月に転居した際、飲食店を自営することになったので、国民年金に加入する必要があると思い、区役所の出張所で夫婦二人の加入手続を行い、当初は納付書で、その後は口座振替で夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された月である上、申立人夫婦が所持する郵便局の預り証により、夫婦の当該期間直後の国民年金保険料が昭和 46 年 8 月 13 日に納付されていることが確認でき、手帳記号番号の払出し時点及び当該納付日時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間③は 3 か月、申立期間④及び⑤については、それぞれ 1 か月と短期間であり、オンライン記録で前後の保険料はそれぞれ現年度納付されていることが確認できる上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間③及び④の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人夫婦が当該期間の保険料を

納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦の保険料を主に納付していたとする申立人の夫は、当該期間の当初は保険料を納付書で納付し、その後は口座振替で納付したと説明するものの、納付方法を口座振替に変更した時期、振替口座及び保険料の納付額の記憶が曖昧であり、一緒に保険料を納付していたとする夫も、当該期間のうち昭和46年10月から49年12月までの保険料が未納であるなど、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月、61年1月から同年3月までの期間、平成3年7月及び5年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月及び平成5年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年6月
② 昭和46年10月から49年12月まで
③ 平成5年6月

私たち夫婦は、昭和46年6月に転居した際、飲食店を自営することになったので、国民年金に加入する必要があると思い、区役所の出張所で夫婦二人の加入手続きを行い、当初は納付書で、その後は口座振替で夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された月である上、申立人夫婦が所持する郵便局の預り証により、夫婦の当該期間直後の国民年金保険料が昭和46年8月13日に納付されていることが確認でき、手帳記号番号の払出し時点及び当該納付日時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。また、申立期間③については、当該期間は1か月と短期間であり、オンライン記録で前後の保険料は現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦の保険料を主に納付していたとする申立人は、当該期間の当初は保険料を納付書で納付し、その後は口座振替で納付したと説明するものの、納付方法を口座振替に変更した時期、振替口座及び保険料の納付額の記憶が曖昧で

あり、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も、当該期間の保険料が未納であるなど、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月及び平成5年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年5月に申立人の両親と連番で払い出されており、保険料を納付していたとする申立人の父親及び母親は申立期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から同年9月まで

私の国民年金の加入手続は母親が行い、私の国民年金保険料は、結婚前は母親が、結婚後は妻が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間及び免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後の昭和63年10月から平成10年3月までの期間の保険料を現年度納付している。

また、昭和63年10月の結婚後に申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、61年10月以降、現在までの期間の保険料をすべて納付しており、申立期間のうち63年9月分の自身の保険料を同年12月に現年度納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から 51 年 6 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私の妻は、婚姻の際に私の国民年金保険料が納付されていないことに気づき、20 歳までさかのぼって保険料を納付することができるというので、私の保険料をさかのぼって納付した。その後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立期間はそれぞれ 3 か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料を 3 か月ごとに納付書により納付していたと説明しており、その内容は当時申立人が居住していた区における納付方法、納付頻度と合致しているほか、申立人は、昭和 51 年 7 月以降、申立期間を除き厚生年金保険に加入する平成 2 年 2 月までの保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、当該期間の保険料額について、「加入後に納付する額よりも少額であった」と説明しているが、昭和 53 年度の保険料額は第 3 回特例納付の保険料額より少額であり、過年度納付により納付されたものと推察される昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの保険料額は昭和 53 年度の保険料額よりも少額で

あることから、申立人の妻が納付したと説明する保険料は過年度分の保険料と考えるのが自然である。申立人の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で昭和53年7月以降に払い出されており、当該時点は第3回特例納付の実施期間中であったが、申立人の妻が納付したと説明する保険料額は第3回特例納付で納付した場合の保険料額とは相違しており、納付場所に関する妻の記憶も曖昧であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳を過ぎたころに叔母から国民年金の加入を勧められ、自身で加入手続を行った。加入当初は国民年金保険料を納付しなかったが、1 年ぐらいたって叔母から未納を怒られ、叔母と一緒に区役所に行き、叔母からお金を借りて申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人は、加入後 1 年ほどたって、1 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶があると説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が 50 年 5 月に払い出されていることから、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であるほか、申立人が当時居住していた区では、当該期間当時には過年度納付書を発行していたと説明しており、申立人が区役所窓口で職員に書くよう依頼された書類の特徴は当時の過年度納付書の特徴とおおむね一致している。また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人に国民年金の加入を勧め、申立期間の保険料を納付するために区役所に同行したとする叔母及びその夫は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20 歳を過ぎたころに国民年金に加入して 1 年ほどたって、1 年分の保険料をさかのぼって納付した記憶が

あると説明しているが、申立人の記号番号が払い出されたのは50年5月であり、申立人の国民年金の加入時期は、申立人が説明する時期と実際の手帳記号番号の払出時期とで約1年間相違しており、記録訂正を認める前述の期間に関する記憶が具体的かつ明確であることに比べ、当該期間当時における国民年金加入手続の時期及び保険料の納付状況に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年10月から同年12月まで

私は、平成16年1月から入院することになったので、市役所で国民年金保険料の免除申請を行った際、それまでの3か月分の未納保険料の納付を勧められたので、市役所窓口か市役所内の金融機関でまとめて保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、平成16年1月からの入院に備えて申立期間直後の国民年金保険料の免除申請をするために市役所に行き、免除申請を行うとともに、免除申請期間直前3か月分の保険料を市役所庁舎内でまとめて納付したと具体的に説明しており、申立人が保険料を納付したと説明している金融機関は、当時庁舎内に開設されていたことが確認できる。

また、申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き保険料の納付又は免除申請を行っているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで

申立期間①については、私の夫の両親が、夫の国民年金の加入手続きをして国民年金保険料を納付してくれていた可能性があり、また、申立期間②については、私が夫の分も一緒に保険料を納付してきたのに、私だけ納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻が、自宅に来た集金人に印紙検認により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区における納付方法と合致する。

さらに、妻の当該期間の保険料は、当初未納であったが、妻の国民年金手帳の検認印から、平成20年9月に納付済みに記録訂正されているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができず、母親からは聴取することが困難であ

るため、当時の状況が不明である。

また、妻は、申立人は20歳前に仕事で実家から離れたと説明しており、改製原附票では、昭和35年10月10日以降、実家とは別の場所に住所を定めていることが確認できることから、実家では保険料の納付ができなかったものと考えられ、申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
私の母親は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が、申立人の母親及び兄と連番で払い出されており、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとする母親及び兄は当該期間の保険料が納付済みとなっている上、兄は、母親が兄、申立人及び自身の加入手続を一緒に行い、三人分の保険料を納付してくれていたようだと言言しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人の母親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、実家があった市から、昭和 36 年 7 月に婚姻して転居した区の住所宛に送付された 38 年 3 月付けの住所変更依頼に関する事務連絡文書を所持しているが、この事務連絡に従って住所変更手続を行った記憶が無い上、39 年 11 月以降に当該区で申立人の夫と連番で別の手帳記号番号が払い出されていることを踏まえると、申立人は、当時居住していた区で住所変更の手続をしていなかったと考えられる。以上の状況から、事務連絡が出され

た後の 38 年 4 月以降の保険料については、実家の母親が申立人の当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申立人は、婚姻後に居住していた区で手帳記号番号が払い出された際、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から57年10月まで

私は、会社を退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。納付を止めたことはなく、申立期間前は納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は16か月と比較的短期間であり、申立人は、これまで4回の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前の昭和55年5月の退職に伴う切替手続も適切に行い、申立期間前の保険料は納付済みである。

また、申立人は、昭和55年の春ごろに転居したと説明しており、申立期間直前の昭和56年4月から同年6月までの保険料が納付されていることから、昭和56年度の納付書は転居先で発行されており、その後、57年度の納付書も発行されていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8217

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

私の母は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年11月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付していたとする母親は、42年9月に国民年金に任意加入し、加入後は60歳到達時まで申立期間を含めて保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年12月

私は、申立期間の国民年金保険料が還付されたとする時期には海外に在住しており、保険料の還付を受けていない。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）の還付・充当・死亡等一時金リストから、昭和56年3月31日に還付決議が行われていることが確認できるが、入国管理局の出入国記録から、申立人は、54年12月17日に出国し、56年12月28日に帰国しており、還付決議当時国内に居住していなかったことが確認できる。

また、還付整理簿には申立人に保険料を還付した旨の記載は無いなど、申立期間の保険料が申立人に還付されたことをうかがわせる事情は見当たらず、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明かであり、制度上、被保険者となり得ないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、20 歳で国民年金に加入した後、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、20 歳時の昭和 52 年*月以降、時効期間経過後納付により国民年金保険料が還付された 57 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月間及び申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録により、申立人が還付に係る保険料を納付した日は申立期間中の昭和 60 年 2 月 22 日であることが確認でき、同日時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の父は、私が結婚前に実家の商店で働いていたときに私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、20 歳時から申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を兄の分と一緒に納めたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、20 歳時の昭和 45 年*月から平成 11 年 12 月までは申立期間を除き国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の昭和 48 年 8 月から 12 月の間に兄と連番で払い出されており、申立人は、46 年 10 月から 48 年 3 月までの保険料を過年度納付するとともに、45 年 9 月から 46 年 9 月までの保険料を第 2 回特例納付により納付しており、当該払出時点で現年度納付が可能であった申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいこと、申立人が保険料と一緒に納付していたとする兄は、特殊台帳により、49 年 1 月に申立人と同一期間の保険料の過年度納付及びその前の 20 歳時までの保険料の第 2 回特例納付を行っているほか、申立期間の自身の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳の時に私の国民年金の加入手続きを行い、昭和 42 年 3 月まで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が還付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び申立人が当時居住していた市が発行した国民年金手帳保管証には、申立期間の欄に検認印及び領収印が押されており、申立期間の保険料相当額を納付したものと認められ、平成 21 年 11 月に還付決議がなされるまでこれが還付された事実は認められないことから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月から同年 4 月までの期間については、申立人は、当該期間直後の同年 5 月に共済組合に加入しており、当該期間中に厚生年金保険等に加入していた事情は認められない上、同年 5 月から 42 年 3 月までの期間については、退職一時金が支給され、年金額の計算の基礎に反映されないことを踏まえると、国民年金手帳記号番号払出簿に 42 年 11 月に厚生年金保険に加入したため当該手帳記号番号を取り消す旨の記載がされていること等を理由として、保険料の納付を認めないのは、信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月

私の夫は、夫の再就職が決まった平成11年2月ごろ、区役所で私の国民年金第3号被保険者資格取得届けを行った上で夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付した。夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金に加入した昭和52年5月から60歳までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、厚生年金保険の被保険者資格を平成10年9月に喪失したことに伴い、第1号被保険者への種別変更届けを行い、平成10年度の納付書を受け取ったと説明しており、オンライン記録により、夫は、平成10年9月から申立期間直前の11年1月までの保険料を現年度納付していることが確認できる上、夫が納付していたとする申立人の当該期間に係る保険料も同一月に納付されていることを踏まえ、申立人の夫は保険料を夫婦一緒に納付していたものと推認できる。

さらに、夫は平成11年3月に厚生年金保険に加入した後、同年4月に申立期間に係る自身の保険料を現年度納付していることが確認できることから、夫婦の保険料を納付していた夫は、申立期間について夫婦共に国民年金第1号被保険者期間であり、保険料を納付する必要があると認識していたと考えられることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年7月まで

私は、国民年金に加入後、納付期限に一度も遅れることなく保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への4度の切替手続をすべて適切に行っている上、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している。

また、オンライン記録によると、平成5年6月に過年度納付書が作成されており、当該過年度納付書は申立期間のうち3年5月から同年7月までの保険料に係るものと推察されるものの、申立人は当該過年度納付書を受け取った記憶は無く、受け取ってれば必ず納付したと説明するところ、申立人は、14年2月及び同年3月の保険料を重複納付して還付を受けており、これは当該期間の保険料を現年度納付及び過年度納付したため重複納付となったものと推察されることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から同年9月まで
② 昭和61年4月から平成3年2月まで

申立期間①の国民年金保険料は、現在所持している年金手帳の余白に当該期間を含め納付済みと記載されており、申立期間②は、昭和57年4月から平成3年2月まで保険料の免除申請期間が継続しているはずである。申立期間①が未納とされ、申立期間②が保険料の免除ではなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持している年金手帳の余白には当該期間を含め保険料が納付済みであることがうかがえる記載が確認できるほか、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間は電話のみで保険料免除の更新手続きをしたと説明しているが、当該区役所では免除申請は年度ごとに申請書類の提出が必要であったと説明していること、申請免除を夫婦一緒にしていたとする申立人の夫も当該期間の過半は未納であることなど、申立人の当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 9 月の結婚前は 1 年分の前納で国民年金保険料を納付していた。結婚後しばらくは、国民年金保険料を納付していなかったが、町役場で勧められ、1 年分の保険料をさかのぼって納付した。平成 2 年に社会保険事務所（当時）で記録を訂正すると説明を受けた。申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、婚姻後しばらくして町役場に相談に行き、継続して国民年金保険料を納付するよう勧められ、1 年間の保険料を納付したとする申立人の記憶は具体的である。

また、申立人は、平成 2 年 8 月ごろに、社会保険事務所において、当時所持していた国民年金手帳及び保険料領収書を提示したところ、年金記録を訂正すると説明を受けたと具体的に述べており、オンライン記録では 2 年 9 月 10 日に申立人の任意加入被保険者資格の取得日が昭和 40 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日に訂正されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、婚姻直後に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への変更手続を行っておらず、当該期間の保険料は還付され、未加入期間とされているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成15年12月10日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、16年7月9日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、同年12月15日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、17年7月8日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、平成15年12月10日、16年7月9日、同年12月15日及び17年7月8日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表における厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、16年7月9日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、同年12月15日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、17年7月8日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11355	男		昭和28年生		平成15年12月10日	61万円
					平成16年7月9日	54万3,000円
					平成16年12月15日	54万3,000円
					平成17年7月8日	55万5,000円
11356	男		昭和37年生		平成15年12月10日	55万9,000円
					平成16年7月9日	50万8,000円
					平成16年12月15日	50万8,000円
					平成17年7月8日	45万5,000円
11357	男		昭和31年生		平成15年12月10日	70万8,000円
					平成16年7月9日	68万5,000円
11358	男		昭和34年生		平成15年12月10日	56万8,000円
					平成16年7月9日	52万1,000円
					平成16年12月15日	52万1,000円
					平成17年7月8日	53万7,000円
11359	男		昭和44年生		平成15年12月10日	25万1,000円
11360	女		昭和46年生		平成15年12月10日	30万5,000円
					平成16年7月9日	31万5,000円
					平成16年12月15日	31万5,000円
					平成17年7月8日	29万9,000円
11361	男		昭和47年生		平成15年12月10日	31万6,000円
					平成16年7月9日	36万5,000円
11362	男		昭和45年生		平成15年12月10日	36万3,000円
					平成16年7月9日	32万7,000円
					平成16年12月15日	32万7,000円
					平成17年7月8日	36万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11363	女		昭和50年生		平成15年12月10日	28万円
					平成16年7月9日	26万9,000円
					平成16年12月15日	26万9,000円
					平成17年7月8日	26万1,000円
11364	女		昭和50年生		平成15年12月10日	28万5,000円
					平成16年7月9日	25万6,000円
					平成16年12月15日	25万6,000円
					平成17年7月8日	24万6,000円
11365	男		昭和50年生		平成15年12月10日	24万2,000円
					平成16年7月9日	31万8,000円
11366	女		昭和52年生		平成15年12月10日	28万3,000円
					平成16年7月9日	24万1,000円
					平成16年12月15日	24万1,000円
11367	男		昭和51年生		平成15年12月10日	25万8,000円
11368	男		昭和52年生		平成15年12月10日	25万8,000円
					平成16年7月9日	24万9,000円
					平成16年12月15日	24万9,000円
11369	男		昭和52年生		平成15年12月10日	25万8,000円
11370	男		昭和52年生		平成15年12月10日	31万円
					平成16年7月9日	28万5,000円
					平成16年12月15日	28万5,000円
					平成17年7月8日	29万6,000円
11371	男		昭和51年生		平成15年12月10日	25万円
					平成16年7月9日	27万1,000円
					平成16年12月15日	24万1,000円
					平成17年7月8日	24万9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11372	女		昭和52年生		平成15年12月10日	26万6,000円
					平成16年7月9日	24万1,000円
					平成16年12月15日	18万9,000円
					平成17年7月8日	21万円
11373	女		昭和54年生		平成15年12月10日	20万9,000円
					平成16年7月9日	24万9,000円
					平成16年12月15日	16万6,000円
					平成17年7月8日	20万5,000円
11374	女		昭和55年生		平成15年12月10日	21万7,000円
					平成16年7月9日	22万5,000円
					平成16年12月15日	22万5,000円
					平成17年7月8日	23万3,000円
11375	男		昭和55年生		平成15年12月10日	21万7,000円
					平成16年7月9日	19万2,000円
					平成16年12月15日	16万円
					平成17年7月8日	19万3,000円
11376	男		昭和52年生		平成15年12月10日	24万1,000円
					平成16年7月9日	33万5,000円
					平成16年12月15日	28万5,000円
					平成17年7月8日	29万6,000円
11377	男		昭和57年生		平成16年7月9日	5万円
					平成16年12月15日	20万2,000円
					平成17年7月8日	22万5,000円
11378	男		昭和52年生		平成16年12月15日	5万円
					平成17年7月8日	25万9,000円
11379	男		昭和51年生		平成16年12月15日	5万円
					平成17年7月8日	24万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11380	男		昭和53年生		平成16年12月15日	5万円
					平成17年7月8日	24万8,000円
11381	男		昭和52年生		平成16年12月15日	5万円
					平成17年7月8日	23万3,000円
11382	男		昭和54年生		平成16年12月15日	5万円
					平成17年7月8日	23万3,000円
11383	男		昭和54年生		平成16年12月15日	5万円
11384	男		昭和42年生		平成16年12月15日	5万円
					平成17年7月8日	27万2,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月9日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。申立期間の賞与について、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「12月賞与支給明細表」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「12月賞与支給明細表」の厚生年金保険料控除額から、<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
11385	男		昭和40年生		96万 円
11386	男		昭和43年生		44万 9,000円
11387	男		昭和32年生		96万 円
11388	女		昭和29年生		45万 2,000円
11389	女		昭和37年生		77万 円
11390	女		昭和46年生		40万 5,000円
11391	男		昭和50年生		42万 円
11392	男		昭和32年生		82万 円
11393	女		昭和47年生		34万 6,000円
11394	女		昭和38年生		44万 3,000円
11395	男		昭和43年生		70万 3,000円
11396	女		昭和38年生		42万 2,000円
11397	男		昭和32年生		55万 円
11398	男		昭和26年生		54万 5,000円
11399	女		昭和43年生		60万 9,000円
11400	男		昭和42年生		50万 1,000円
11401	男		昭和54年生		41万 3,000円
11402	男		昭和54年生		42万 4,000円
11403	男		昭和45年生		70万 円
11404	男		昭和54年生		56万 5,000円
11405	男		昭和23年生		10万 円
11406	男		昭和51年生		31万 9,000円
11407	女		昭和44年生		41万 3,000円
11408	男		昭和40年生		50万 円
11409	男		昭和50年生		45万 6,000円
11410	女		昭和41年生		42万 2,000円
11411	男		昭和43年生		32万 8,000円
11412	女		昭和49年生		25万 2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
11413	女		昭和50年生		27万 2,000円
11414	男		昭和46年生		22万 8,000円
11415	女		昭和46年生		22万 8,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 25 年 2 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 2 月 1 日から同年 11 月 22 日まで

終戦後に勤務していたB省C局が廃止されることに伴い、転属を命じられ、自分と同僚の二人がA社のD支局に所属するE局に配属されたが、入社当時の申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同僚には入社時から厚生年金保険の記録があり、申立期間には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された「職員在籍履歴」により、申立人が昭和 25 年 2 月 1 日から 27 年 5 月 10 日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が後に勤務したF庁が作成した勤務記録によると、申立人は昭和 24 年 4 月 10 日にB省C局に採用され、同年 4 月 30 日付けで「事務官（3級）」としてB事務官に任命された記録が確認でき、さらに、25 年 1 月 31 日に機構改革による閉局に伴い「依願免本官」とされ、同年 2 月 1 日に所属部課を「E局」として転属配置されているが、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、同年 11 月 22 日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A社の総務担当者は、「当時の賃金台帳は保存されておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不明であるが、当社では入社と同時に厚生年金保険に加入させるのが通常である。」旨供述している。

また、申立人が自分より先にB省からA社へ転籍したとするC局長については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、同社が昭和 24 年 10 月 5 日に創設された直後の

同年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから、B省C局に勤務し、引き続いてA社へ転籍した上記局長の同社における被保険者資格は、入社と同時に取得していたことがうかがわれることから、申立人は、昭和25年2月1日に同社において被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年11月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会にも社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和25年11月22日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、A社における資格取得日は昭和38年10月2日、資格喪失日は同年12月14日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年9月1日から同年12月14日まで
② 昭和43年1月6日から同年5月10日まで

B社に勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に両社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、同社の所在地を管轄する法務局において同社に係る商業登記の記録は確認できない。

そこで、D社に照会したところ、申立人が記憶している所在地とほぼ一致している「A社」という名称の事業所が確認でき、同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人と厚生年金保険記号番号の1の位が相違する同姓同名の被保険者記録が確認できるとともに、当該被保険者資格取得日は昭和38年10月2日、資格喪失日は同年12月14日と記載され、申立期間①に含まれる未統合の記録が確認できる。

また、A社から提出のあった入退社名簿には、申立人と生年月日が一致する同姓同名の記録があり、厚生年金保険の記号番号、資格取得日及び喪失日も当該被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、申立人は、E所で一緒だった同僚と共に同所からA社を紹介されたと供述しているところ、同社の事業所別被保険者名簿には、申立人と同日に資格取得した同僚の氏名が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年10月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月14日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立人と同姓同名の未統合の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和38年9月1日から同年10月2日までの期間については、申立てに係る事業所及びA社に勤務していたことを確認できる資料等はなく、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、C社から提出された辞令簿から、申立人が昭和43年1月6日から同年5月10日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該辞令簿によると、申立人は臨時雇用であったことが記録されており、C社の担当者は、「申立期間②当時は、入社の手続きは慎重に行われていたため、在職期間が短い場合、社会保険に未加入の者は少なくない。申立人は辞令簿から正式採用に至っていないことがうかがえるため、社会保険の手続きは行われておらず、本人から保険料を徴収したことは考えられない。」としている。

また、申立人と同様に臨時雇用であった従業員6名の厚生年金保険被保険者の資格取得について、2名は厚生年金保険の加入記録がなく、3名は入社日から3か月後に資格を取得しており、1名はC社での見習期間があり、臨時雇用となつてすぐに厚生年金保険に加入している記録が確認できる。

これらのことから、臨時雇用の期間があった者は必ずしも全員が厚生年金保険に加入してはいなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は昭和38年3月22日、資格喪失日は41年7月30日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月から同年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から39年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から40年9月までの期間は1万8,000円、同年10月から41年6月までの期間は2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月22日から41年7月30日まで
② 平成5年10月1日から7年12月31日まで

申立期間①については、A社C支店で生産管理事務業務を担当しており、採用・退職時の人事発令通知及び当時の同社発行の身分証明書を添付するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②については、D社（現在は、E社）F支店に平成4年11月に入社し、正社員として営業、事務を行い、7年12月に退職した。退職前3か月間の給与の銀行振込記録を添付するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及びA社発行の人事発令通知から、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社C支店に係る事業所別被保険者名簿には、申立人と生年月日が異なる同姓同名の被保険者記録が確認でき、被保険者資格の取得日及び喪失日が申立期間①と一致する未統合の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年3月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年7月30日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿

の未統合の記録から、昭和 38 年 3 月から同年 9 月までの期間は 1 万 4,000 円、同年 10 月から 39 年 9 月までの期間は 1 万 6,000 円、同年 10 月から 40 年 9 月までの期間は 1 万 8,000 円、同年 10 月から 41 年 6 月までの期間は 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、E社は、「申立人は研修嘱託として平成4年 11 月 1 日に入社し、5年9月 30 日に退職、同年 10 月 1 日付けで申立人が店主となり当社の専属代理店となったことから、社会保険事務所の記録に誤りは無い。」と回答しており、申立期間②の勤務実態は確認できない。

また、E社は、申立人が給与としている銀行振込されている金額について、「業績に応じて支払われる代理店手数料を給与と勘違いして申立てをしていると思われる。」と回答している。

さらに、G健康保険組合の適用台帳によると、申立人は平成5年 10 月 5 日に健康保険被保険者証を返納している旨の記載があることが確認できる。

なお、オンライン記録から、申立人は申立期間②を含む平成5年 10 月から 16 年 4 月まで、国民年金の第3号被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年9月30日）及び資格取得日（昭和21年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月30日から21年7月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社が作成した退職手当計算書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者台帳によると、A社において、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月30日に資格を喪失後、21年7月1日に同社において再度資格を取得しており、20年9月から21年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社は、申立人が昭和12年3月20日から54年9月30日（再雇用期間満了による退職日）まで同社に継続して勤務していたことを認めており、同社の従業員も「申立人は、異動することなく設計の仕事をしていた。」と回答している。

また、A社が作成した申立人の退職手当計算書から、退職金支払対象となる勤務期間について、昭和12年3月20日の入社から49年9月30日の退社までの申立期間を含めた在職期間すべてに係る給与支払期間を算入していることが確認できる。

さらに、B社は、「会社として厚生年金保険に加入していることから、給与から厚生年金保険料は控除していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 20 年 8 月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、90 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 9 月から 21 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、平成18年9月は17万円に、同年10月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から同年11月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除された厚生年金保険料に見合うものとなっていない。申立期間の給与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与支払明細書により、申立人は申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成18年9月は、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる報酬額から17万円、同年10月は、同明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、当時の事業主から回答を得ることはできなかったが、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額

算定基礎届の標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 19 年 12 月 22 日の標準賞与額に係る記録を 48 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 22 日

A 事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事務所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出された平成 19 年下期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、平成 19 年下期賞与支給明細において確認できる保険料控除額から、48 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 2 月 18 日に申立

期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年11月30日）及び資格取得日（昭和29年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月30日から29年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の当時の事業主や同僚の供述から判断すると、申立人が同社において申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、申立期間の前後を通して、事業経営が厳しい時期があり、従業員の同意を得ずに厚生年金保険被保険者資格の喪失及び再取得を行い、その間も、従業員の給与から保険料を控除し続けており、申立人についてもこのような取扱いを行った旨を供述している。

さらに、上記同僚は、申立人が申立期間においても継続して、同じ工事現場代理主任として勤務していたとしており、加えて、当該同僚は、自身の厚生年金保険被保険者記録が一度喪失された期間について、厚生年金保険料の控除は不明としているが、勤務形態の変更などは無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和26年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届を社会保険事務所に提出したこと及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年1月17日に、資格喪失日に係る記録を43年3月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41年1月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から42年9月までは4万8,000円、同年10月から43年2月までは5万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年1月30日に、資格喪失日に係る記録を46年5月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を45年1月から同年9月までは7万2,000円、同年10月から46年4月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月17日から43年3月25日まで
② 昭和45年1月30日から46年5月4日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。申立期間中は常勤職員で勤務をしており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①及び②においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社において、申立期間①において厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚は、申立人と業務内容及び勤務形態は同じであったとしており、申立期間②については当時の同僚の供述は得られないが、申立人は申立期間②においても申立期間①と同様に勤務していたと述べている。

さらに、上記の同僚のうち一人は、申立人は常勤職員であり、常勤職員は原則、全

員社会保険に加入しており、希望した者は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

これについて、申立人は、昭和43年4月11日から45年1月30日までの期間もA社に勤務していたが、当該期間は厚生年金保険に加入していないとしているところ、当該期間においては、申立人は厚生年金保険及び雇用保険の被保険者となっておらず、申立期間①及び②については雇用保険の被保険者となっており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入しない旨を希望していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、A社における申立人と同年代の従業員の標準報酬月額の記録から、昭和41年1月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から42年9月までは4万8,000円、同年10月から43年2月までは5万2,000円、45年1月から同年9月までは7万2,000円、同年10月から46年4月までは8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主により申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主により当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年1月1日から19年10月1日まで
② 昭和47年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及びB社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

A社には昭和15年1月から勤務しており、申立期間①の期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②は給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人がB社の給与支払明細書として提出したもののうち、6月と記載のある給与支払明細書に勤務日数が2日と記載されており、同社における被保険者記録と一致すること、また、事業所名は不明だが、同社が所在していた地区の事業所で当該期間に重なる雇用保険の加入記録がある事業所がみられることから、申立人が当該期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、上記の給与支払明細書がB社のものであると認められるところ、当該期間の昭和47年4月及び同年5月分の給与支払明細書から、厚生年金保険料が翌月控除されていることが確認でき、同年4月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散し、当時の事業主は死亡しており、確認できる関連資料及び周辺事情は無く、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和15年1月2日に健康保険の被保険者資格を取得し、22年2月1日に健康保険及び厚生年金保険の資格を喪失したとされていることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間①については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、A社において通信機部品の組立て及び指導教官を行っていたとしており、筋肉労働者でなかったと考えられることから、当該期間は労働者年金保険の被保険者でなかったものと認められる。

また、申立人は、昭和32年にA社に自身の被保険者期間を照会した際に同社人事課から受け取ったはがきを所持しており、当該はがきによれば、申立人は19年6月1日に被保険者資格を取得し、22年2月1日に資格を喪失していることが確認できるところ、19年6月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法の施行準備期間であり、施行準備期間中は保険料の徴収が行われていなかった期間である。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年3月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年8月から51年2月までの期間の標準報酬月額については、50年8月及び同年9月は8万6,000円、同年10月から51年2月までは11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月31日から51年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社が赤字になり、新たにB社が設立され、A社の従業員のうち7割から8割が移行した。私は移行前後も同一派遣先、同一作業に従事して給与をもらっていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間のうち昭和50年8月31日から51年3月21日まで、A社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日について、同社が適用事業所ではなくなった日（昭和51年4月21日）より後の昭和51年5月13日付けで、申立人を含む17名の被保険者資格喪失日が訂正されており、申立人の場合、当初の資格喪失日（昭和51年3月21日）の記録が取り消され、さかのぼって50年8月31日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、当該期間に常時5名以上の従業員が勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和50年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理をさかのぼって行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当初記録されていたそきゅう訂正前の喪失日である昭和51年3月21日であると

認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から、昭和 50 年 8 月及び同年 9 月は 8 万 6,000 円、同年 10 月から 51 年 2 月までは 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録では、当該期間のうち、同年 3 月 22 日から同年 3 月 30 日までの期間における申立人の勤務が確認できず、また、申立人の同僚が保管していた給与支払明細書によると、同年 3 月分の給与支払明細書から事業所名が B 社と記載されており、同年 4 月及び同年 5 月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A 社の事業主は、申立人に係る人事資料、その他の記録を保管していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成5年1月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が、当初社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから申立人の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成4年8月31日から6年2月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年8月から5年9月までは41万円に、5年10月から6年1月までは44万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月1日から4年8月31日まで
: ② 平成4年8月31日から8年11月21日まで

A社で勤務した申立期間①、同じくB社に勤務した申立期間②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、平成2年11月から4年7月までは41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年8月31日の後の同年9月4日付けで、遡及して11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に上述の処理日において、^{そきゅう}遡及して減額訂正されている者が、申立人のほかに9名確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る適正な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た41万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成5年1月1日から6年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、22万円と記録されていたが、同年2月22日付けで、5年1月1日に^{そきゅう}遡及して減額訂正されたことに伴い、11万円と記録されていることが確認できる。

また、上述の処理日及び直後の平成6年2月23日付けで、申立人と同様に減額訂正されている者が、13名確認できる。

さらに、申立人が提出している給与明細書から、当該期間における申立人の報酬月額がその標準報酬月額（11万円）に対応した額に減額された事実は無いことが確認できる上、当該期間のうち、平成5年1月1日から6年2月1日までの期間は、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

加えて、B社の代表取締役は、「申立期間当時、社会保険料に滞納があり、社会保険事務所の職員から標準報酬月額の引き下げを勧められたことを記憶している。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月22日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た22万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で11万円と記録されているところ、当該処理について遡及訂正処理との直接的な関係がうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間②のうち、平成6年10月1日から7年12月1日までの期間については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、7年12月1日から8年11月21日までの期間については、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成6年10月1日から8年11月21日までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人のB社における申立期間②のうち、平成4年8月31日から6年2月1日までの期間については、申立人が提出している給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準報酬月額の改定又は決定は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（給与支給総額）のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となっている。

したがって、申立人の標準報酬月額に係る記録を、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成4年8月から5年9月までの期間は41万円に、同年10月から6年1月までの期間は44万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②のうち平成4年8月31日から6年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が保管されていないこと等から不明としているが、申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額は、給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたって相違していることから、事業主は、給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額によって決定された標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から12年3月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与総額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社に係る申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年7月から12年2月までの期間は41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日より後の同年4月20日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において、厚生年金保険被保険者であった8名のうち、代表取締役及び申立人を含む取締役2名の計3名の標準報酬月額が、資格取得時まで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分執行停止（取消）決議書及び債権消滅不納欠損決議書によると、申立期間において同社が社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、取締役であったが、同社の元従業員は、「申立人の地位は分からないが図面を引いていた。また、申立人は社会保険の手続事務に関与していなかった。」と述べている。

なお、申立人の妻は、「夫は、申立期間当時、50万円から70万円ほどの報酬を受けていたと思う。」と主張しているものの、給与支給総額及び保険料控除額を確認できる資料は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額せきゆうの記録を遡及して減額訂正する合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を平成3年8月及び同年9月は20万円に、同年10月から4年1月までの期間は22万円にそれぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から4年2月29日まで
② 平成4年2月29日から同年3月1日まで

A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が実際に支給されていた給与月額に見合う標準報酬月額と相違している。同社に入社してから退職するまでの給与月額はほぼ一律であったと記憶しており、減額された覚えは全く無いので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、平成4年2月29日までA社で勤務していたが、資格喪失日が退職日の翌日でなく、同日となっているため、申立期間②が厚生年金保険の加入期間となっていないので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は20万円、同年10月から4年1月までは22万円とそれぞれ記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日の後の同年12月24日付けで遡及^{そきゅう}して、当該期間が16万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「A社は、平成3年の年末ごろから業績が悪化した。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を遡及^{そきゅう}して減額訂正する合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た平成3年8月及び同年9月は20万

円に、同年10月から4年1月までは22万円にそれぞれ訂正することが必要である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における離職日は、平成4年2月28日と記録されており、また、厚生年金保険の資格喪失日の記録が同年2月29日となっており、両記録の離職日が一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から当該期間当時、A社における厚生年金保険の被保険者は申立人を含んで3名であり、2名に申立人の勤務実態等について文書照会したところ、1名は既に死亡しており、1名は、「私は、申立人が退職したときは、平成3年の暮れか4年の初めのころだと思っていた。」と回答しており、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年1月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月13日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和50年1月13日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと思料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和25年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月27日から同年11月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る社員台帳及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和25年11月10日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、同社同支店は昭和25年11月10日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立人の被保険者記録は同日まで異動前の同社本店において引き続き有することが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和25年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記社員台帳には、申立人が、昭和25年9月27日にA社C支店開設準備室に異動、同年11月10日に同社同支店に異動した旨の記載があり、これらの異動日は、社会

保険事務所では知り得ない人事上の日付であることから、申立人の同社本店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日について、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届け出たと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年10月26日から16年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成15年10月26日）及び資格取得日（平成16年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年12月19日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月26日から16年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間については、オンライン記録では、当初、育児休業期間中の厚生年金保険料免除期間となっていたが、実際は、育児休業が終了して既に同社に勤務しており、厚生年金保険料は給与及び賞与から控除されていた。その後、同社は、年金事務所に対して、育児休業取得者終了届を提出したが、当該届出は、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後であった。その結果、申立期間は保険料免除期間でなくなったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、

申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 16 年 1 月から同年 5 月までの期間については、A 社から提出のあった申立人の当該期間に係る「年間集計表」及び申立人に係る「被保険者兼労働者名簿」並びに事業主の回答により、申立人が当該期間に同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記「年間集計表」において確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、平成 15 年 10 月から同年 12 月までの期間については、上記「被保険者兼労働者名簿」及び事業主の回答から判断すると、申立人が当該期間に A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び A 社は、共に、当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる給与明細書、賃金台帳等を保管していないとしているものの、同社から提出のあった当該期間に係る「健康保険被保険者標準報酬決定通知書」において、申立人の健康保険の標準報酬月額が 22 万円と記載されていることに加え、同社から社会保険関係事務を委託されていた社会保険労務士は、「当時、同社では、社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた。」旨供述している。

さらに、当該期間の前後の期間において 22 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことから判断すると、申立人は、当該期間においても、22 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前後の期間における厚生年金保険料控除額等から判断すると、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立期間に係る届出を誤ったことを認めており、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 15 年 12 月 19 日については、A 社から提出のあった当時の「厚生年金保険被保険者賞与支払届」において、申立人の賞与額が 32 万円と記載されていること、上記社会保険労務士が、「当時、同社では、社会保険事務所に届け出た標

準賞与額に基づく厚生年金保険料を申立人の賞与から控除していた。」旨供述していること等から判断すると、申立人は、同日に同社から賞与の支払を受け、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月19日に係る標準賞与額については、上記「厚生年金保険被保険者賞与支払届」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月に、申立期間に係る標準報酬月額が 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書の写しにより、申立人は、18 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当時の事務手続を誤ったとして、申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月に年金事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年1月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和43年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成3年8月31日から4年1月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成4年1月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に平成4年1月15日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人を含む15人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年8月31日（以下「全喪日」という。）以降の4年1月24日付けで、3年10月の厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定の記録がさかのぼって取り消されるとともに、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年8月31日に喪失した旨の処理についても4年1月24日付けでさかのぼって行われていることが確認できる。

また、オンライン記録では、A社の申立人以外の被保険者（1人）について、全喪日以降の平成3年9月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記録が、同様に全喪日以降の4年1月24日付けでさかのぼって取り消されていることが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、全喪日以降も常時従業員が在籍していたことが確認でき、同社が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理等をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年8月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、申立人の同社における雇用保険の離職日の翌日である4年1月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の従業員に係る資料は無いが、申立期間の昭和60年3月31日は日曜日であったことから、社会保険事務の担当者が誤って、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出てしまったものと考えられる。申立人は、同年3月31日まで在籍しており、同年3月分の厚生年金保険料は控除していた。」と回答している。

また、A社は、保険料控除について当月控除方式であった旨回答しているところ、同社が提出した所得税源泉徴収簿において、申立人と同様に月末に資格を喪失している従業員の給与から当月分の保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申

立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 64 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、社会保険事務所（当時）に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から、64 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月21日から47年1月5日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に関連会社間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社（昭和55年9月にA社が社名変更）の総務担当者及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年1月5日にA社から関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、申立人の資格喪失日に係る届出に誤りがあり、保険料も納付していないとしていることから、A社の事業主が昭和46年11月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年1月22日に訂正し、平成12年11月の標準報酬月額を28万円に、同年12月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月21日から13年1月22日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の平成12年11月分及び同年12月分の給与明細書並びに同社の事業主の証言により、申立人は、平成13年1月21日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与明細書における報酬額又は保険料控除額から、平成12年11月を28万円に、同年12月を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、納付していないとしており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成12年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年5月12日、資格喪失日が50年11月20日とされ、当該期間のうち47年5月12日から同年7月12日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日に係る記録を同年5月12日とし、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月12日から同年7月12日まで
A社B支店に在籍していた期間のうち、申立期間が会社の手続誤りにより未加入となっている。既に会社から年金事務所に対し訂正の届出が提出され、記録も訂正されているので、厚生年金保険の給付に反映するようしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された（在籍）証明書等から判断すると、申立人が同社に昭和47年4月1日から申立期間を含み平成8年5月31日まで継続して勤務し（昭和47年5月12日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与より控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って昭和47年7月12日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義

務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月30日から同年2月1日まで

私は、A社には平成16年1月31日まで在籍しており、当時の給与支給明細書からも保険料が控除されていることから、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に平成16年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかにも確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金11488～11492（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間①及び②に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は誤りに気付き、平成22年3月に年金事務所に当該賞与に係る届出を行い、当該記録の訂正は行われたものの、時効により保険料を納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「給与支払明細書（控）」から、申立人は、申立期間①及び②に係る〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「給与支払明細書（控）」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11488	男		昭和36年生		平成18年7月14日	90万 1,000円
					平成19年7月10日	92万 4,000円
11489	男		昭和38年生		平成18年7月14日	88万 5,000円
					平成19年7月10日	90万 7,000円
11490	男		昭和36年生		平成18年7月14日	88万 5,000円
					平成19年7月10日	90万 7,000円
11491	女		昭和29年生		平成18年7月14日	43万 8,000円
					平成19年7月10日	36万 円
11492	男		昭和51年生		平成18年7月14日	46万 9,000円

東京厚生年金11493～11500（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年7月10日

平成19年7月10日に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は誤りに気付き、平成22年3月に年金事務所に当該賞与に係る届出を行い、当該記録の訂正は行われたものの、時効により保険料を納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「給与支払明細書（控）」から、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「給与支払明細書（控）」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
11493	女		昭和45年生		45万 円
11494	女		昭和49年生		45万 円
11495	女		昭和52年生		40万 円
11496	男		昭和39年生		40万 円
11497	男		昭和48年生		40万 円
11498	女		昭和58年生		24万 円
11499	女		昭和59年生		24万 円
11500	男		昭和52年生		22万 4,000円

東京厚生年金 事案11501

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年8月1日まで
ねんきん定期便を見て、A社で勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が下がっていることが分かった。保管してあった給与明細票と比べてみると、ねんきん定期便の金額が間違っている。給与明細票からは、支給額に見合う保険料が控除されていたことが分かるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人の標準報酬月額は平成3年8月を改定年月とし、50万円に改定され、管轄の社会保険事務所において、同年8月27日付けで当該通知書に確認印が押されていることが確認できる。

また、申立人が保管する給与明細票から、申立期間に係る厚生年金保険料控除額は、上記届出に基づく標準報酬月額（50万円）に見合う額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円として届出を行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年11月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月に係る標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から同年12月1日まで
B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の同僚は、申立期間に親会社のA社で厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿及び申立人から提出された給与支給明細書により、申立人が昭和54年10月1日から同社に勤務していることが確認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和54年12月1日であり、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

一方、B社の元従業員であり、元事業主の妻は、「申立期間は当社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、従業員は親会社のA社において厚生年金保険に加入させていた。」と回答しており、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、B社の従業員がA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された昭和54年11月の給与支給明細書により、申立期間のうち同年11月については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、昭和54年11月の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥

当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和 54 年 11 月に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料の納付義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月については、申立人から提出された同年 10 月の上記給与支給明細書により、厚生年金保険料の控除が無いことが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年7月20日の標準賞与額に係る記録を36万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月20日

厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年7月20日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、36万3,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年7月20日の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月20日

厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年7月20日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年7月20日の標準賞与額に係る記録を24万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月20日

厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年7月20日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、24万1,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 19 年 7 月 20 日の標準賞与額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成 19 年 7 月 20 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 12 月 26 日は 38 万円、18 年 12 月 27 日及び 19 年 7 月 19 日は 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 26 日
② 平成 18 年 12 月 27 日
③ 平成 19 年 7 月 19 日

厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成 17 年 12 月 26 日、18 年 12 月 27 日及び 19 年 7 月 19 日に、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年12月26日は38万円、18年12月27日及び19年7月19日は40万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る源泉徴収票及び給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和54年分給与所得の源泉徴収票及び同年10月分の給料支払明細書により、申立人が申立期間においてA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の昭和54年10月分の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「申立期間に係る資料は保存しておらず、当時の役員、経理担当者も退職後死亡しているため、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無く、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険の資格取得日の記録を昭和20年6月1日に、同資格喪失日の記録を昭和21年11月1日にそれぞれ訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、20年6月から21年3月までの期間は70円、同年4月から同年9月までの期間は60円、同年10月は450円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から21年11月1日まで

昭和20年4月から22年5月までの期間においてA社の秘書課に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。申立期間は、戦時中だった20年6月に同社本社事務所が県内から郊外に疎開し、終戦後の21年11月に県内に再度移転するまでの期間と一致している。私が郊外における同社本社の秘書課において勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社は、疎開による所在地移転に伴い昭和20年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、25年に同社の技術等を引き継ぎ設立されたB社が保管している申立人に係る社員台帳によれば、申立人は20年4月1日にA社に入社し、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時に疎開先のA社の秘書課に勤務していた従業員の一部及び同社の別の部署で勤務していた申立人が記憶している同僚の一部は、「申立人は疎開先の同社秘書課で勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間において、疎開先の同社本社秘書課に勤務していたことが推認できる。さらに、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、同社における申立人の昭和20年6月1

日付けの厚生年金保険被保険者資格の喪失理由として、同社の所在地移転に伴う管轄社会保険事務所（当時）の変更によるものである旨が記載されており、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失する事情があったために喪失したものではないことが確認できる。

加えて、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社本社において申立人と同じ秘書課に所属し、昭和20年6月1日に資格喪失した従業員111人のうち、108人は、疎開先の同社において、同日に資格取得し厚生年金保険の被保険者期間を継続していることが確認できる。

なお、A社は既に解散しており当時の担当者は不明であることから、戦時中に疎開した同社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届を昭和20年6月1日付けで提出していない理由は、不明である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び前述の社員台帳に記載された申立人の月俸金額の記録から、昭和20年6月から21年3月までの期間は70円、同年4月から同年9月までの期間は60円、同年10月は450円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、この場合においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成13年12月から14年6月までの期間は56万円に、同年7月は32万円に、同年8月から15年2月までの期間は34万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人の申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月1日から15年3月21日まで

A社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給与支払明細書と雇用保険被保険者離職票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人の申立期間に係る給与支払明細書及び雇用保険被保険者離職票等により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、前述の給与支払明細書における報酬額又は保険料控除額から、平成13年12月から14年6月までの期間は56万円、同年7月は32万円、同年8月から15年2月までの期間は34万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、「当社が破産終了した後に、当社の書類は焼却したため不明である。」と回答しているものの、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが長期間にわたり一致しないことから、申立期間について、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に対して行っており、その結果、社会保険事務所は、給与支払明細書で確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年8月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年3月から同年7月までの標準報酬月額については47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年3月31日から同年8月25日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が、申立期間を含め平成4年10月20日まで、A社に従業員として継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係るオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年3月31日)より後の平成4年8月25日付けで、申立人を含む24名について、当初記録されていた同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上、資格喪失日が同年3月31日にさかのぼって記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、適用事業所でなくなった日において、常時従業員が在籍していたことが認められ、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。したがって、社会保険事務所(当時)において、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、遡及処理が行われた同年8月25日であると認められる。

また、平成4年3月から同年7月までの標準報酬月額については、同年2月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月30日から同年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にグループ会社間の異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録により、申立人が申立期間にA社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和46年5月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対して、申立人に係る資格喪失日を、昭和46年5月1日とすべきところを、同年4月30日と誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 12 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、15 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 43 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 33 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（43 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、43 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 20 万 9,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、26 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 24 万 6,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 20 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額 24 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めているこ

とから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 55 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 43 万 3,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (55 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 55 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、55 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所 (当時) に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 42 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 34 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（42 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 42 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 22 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同事務所は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された出勤簿兼賃金計算簿により、申立人は、42 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 54 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 44 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (54 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 54 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 21 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同事務所は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された出勤簿兼賃金計算簿により、申立人は、54 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所 (当時) に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 50 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 40 万 3,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 21 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同事務所は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された出勤簿兼賃金計算簿により、申立人は、50 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 53 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 42 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (53 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 21 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同事務所は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された出勤簿兼賃金計算簿により、申立人は、53 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所 (当時) に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 35 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 21 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同事務所は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された出勤簿兼賃金計算簿により、申立人は、44 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 35 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 21 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同事務所は、事後訂正の届出を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された出勤簿兼賃金計算簿により、申立人は、44 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和29年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月12日から同年9月1日まで
A社に入社後、同社の支社であるC社に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に係る厚生年金保険の事業所台帳により、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年9月1日であることが確認できる。

一方、C社の従業員及びA社の系列会社であるD社の従業員の供述により、申立人は、昭和29年7月12日より前にA社から同社の支社であるC社に異動し、両社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社の従業員は、昭和29年当時は、これまで同社が本社として、厚生年金保険の一括適用事業所であったものを、同社の各系列会社が適用事業所になるよう手続を進めていた時期であると供述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、C社を除くA社の各系列会社が、昭和29年6月29日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるとともに、同社から各系列会社への被保険者記録が継続していることが確認できること及び申立人はC社が厚生年金保険の適用事業所となる前後もA社が各系列会社を含め、給与事務手続を一括して行っていたと供述しているところ、C社の従業員及びD社の従業員も同様の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年1月1日とされ、同年1月1日から同年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社は既に記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び「アルバイト給与明細表示」により、申立人は、平成10年1月1日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成10年1月分の給与明細書から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 124 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は既に訂正の届出を行ったが、申立期間の厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書から、124 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から5年2月21日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月31日より後の6年3月11日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額が減額訂正処理されており、申立人の場合、3年3月1日にさかのぼって8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本では、申立期間当時、申立人は取締役であったことが確認できることから、同社の事業主は、「申立人は、営業を担当しており、厚生年金保険事務に関与しておらず、当社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときには既に退職していた。」と供述していることから、申立人は当該減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正処理する合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和35年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月29日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間については、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の「社員カード」から判断すると、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務し（A社C工場から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記「社員カード」には、申立人のA社C工場から同社D営業所への異動日が昭和35年1月28日と記録されている。しかし、同社D営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年2月1日であり、同日まで異動前の同社C工場において被保険者資格を有するものと考えられることから、同社同工場における喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和34年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上述のとおり、申立期間にA社D営業所は適用事業所となっていないこ

と、また、「社員カード」に異動日が記載されているところ、同社C工場における資格喪失日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日であることから、事業主が昭和 35 年 1 月 29 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年9月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月22日から同年11月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間については、同社C営業所から同社D営業所への異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された「回答書」等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年9月22日にA社C営業所から同社D営業所に異動（当時、A社D営業所に係る厚生年金保険は、同社B事業所において適用））、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和39年11月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月11日から40年1月11日まで
申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、A社に正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された「在職期間証明書」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答により、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社B工場における資格喪失日が昭和39年12月11日と記載されていることから、同社本社における資格取得日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る昭和40年1月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から38年1月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和36年10月1日から43年12月まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の元同僚による「申立人は、昭和36年10月に正社員として入社し、38年にかけて在籍していたことを覚えている。」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元同僚は、「自分の入社時期と厚生年金保険の加入時期はほぼ一致しており、申立人の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。正社員である申立人も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」旨供述している。

このことは、これら複数の元同僚が入社したと供述している時期と上記被保険者名簿における同人らの被保険者資格取得日がほぼ一致していることから確認できる。

さらに、A社の現在の代表者は、「当時、当社では身元のしっかりした人を採用していたので、試用期間は無く、他の正社員が厚生年金保険に加入していたのであれば、申立人も同じように扱われなければおかしい。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年1月のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和38年1月10日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年11月24日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月24日から同年12月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和42年11月24日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあったA社の人事記録により、申立人は、昭和42年11月24日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社から提出のあった同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和42年11月24日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められる。

さらに、申立人と同日にA社に入社したとする同僚4人の資格取得日についても、申立人と同様の記載となっており、それぞれのオンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と一致する。

加えて、A社から提出のあった同社が加入する健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和42年11月24日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年11月24日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年2月29日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から8年1月までについて17万円と記録されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年2月29日以降の同年3月12日に、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が、7年1月から8年1月までについて11万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、上記そきゅう訂正処理を行う合理的な理由はない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、17万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳の学生のとときに、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付してくれていたとする母親は、保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 10 月に払い出されており、オンライン記録により、当該払出時点において、申立期間の被保険者資格取得記録が追加されたことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の氏名及び住所欄は、婚姻後の氏名及び住所が記載されており、当時居住していた区の所轄社会保険事務所（当時）の押印がされていることなどから、申立期間は、記録追加以前は、未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの期間及び平成 7 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで
② 平成 7 年 7 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職して厚生年金保険に加入していない期間は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が、申立期間①及び②当時に居住していた区、市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間はいずれも未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人の所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金手帳の記号番号及び被保険者資格取得日の記載は無いこと、婚姻後の申立期間②について、申立人の妻も保険料が未納となっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から48年3月まで

私は、20歳のときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は国民年金の加入手続時及び申立期間当時の国民年金手帳の受領、所持に関する記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年8月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分の保険料は当時実施されていた第2回特例納付により納付する以外にないが、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間同時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの期間、48年4月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から40年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで

私の夫は、第3回特例納付により私の申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は第3回特例納付で昭和55年6月26日に24か月分の保険料を納付した領収証書（納付対象月は記載されていない。）を所持しており、夫から申立期間も含めて未納期間の保険料をすべて特例納付したと聞いたと主張しているが、申立人のオンライン記録、特殊台帳及び年度別納付状況リストから、当該特例納付で納付した保険料は、申立期間前の36年7月から37年3月までの9か月分、37年9月から38年3月までの7か月分及び38年5月から同年12月までの8か月分の合計24か月分の保険料であることが確認できる。

また、申立人は、上記の領収証書に係る特例納付を行った時期に、別途同額（24か月分相当）の特例納付を行ったことを夫から聞いた記憶は無いとしていることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月から61年2月まで

私の母は、私が実家から離れて大学に通っているときに、国民年金の加入手続をしてくれて、学生であった期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親が国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれたと説明しているが、申立人は、20歳時には、母親とは別の市に居住していることが戸籍の附票で確認でき、母親が居住している市では、申立人の国民年金の加入手続はできず、保険料の納付書も発行されないこと、また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年9月まで
私の母は、私が20歳になった昭和42年*月ごろに国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から受け取った年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の手帳1冊のみであると説明しており、申立人の当該手帳の記号番号は申立期間後の昭和52年9月に払い出されていることから、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から54年6月まで

私が20歳になったところに、父親が私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和55年2月ごろに払い出されており、申立人は、54年7月からの現年度保険料を納付しているが、父親から申立期間の保険料をさかのぼって納付したかどうかは聞いていないと説明していること、申立人の両親の手帳記号番号は、53年7月に連番で払い出されており、当該払出時点までは、両親は未加入であったこと、申立人の父親が加入手続及び保険料納付をしていたとする次兄も、申立期間当時の保険料が未納であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8202

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 38 年 3 月まで

私の父は、私が国民年金に加入した後、母、姉及び私の 3 人の国民年金保険料を納付してくれていた。両親は当時、商店を営んでおり、経営は順調で経済的に苦しい状態ではなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 38 年 8 月に払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料はさかのぼって納付する必要があるものの、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人も国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等の記憶が曖昧であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から同年 11 月まで

私は、婚姻直後の昭和 61 年 12 月に国民年金の加入手続を行った際、3 か月の未納期間があることを窓口で教えてもらったので、バッグから財布を取り出し現金で国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料をバッグから財布を取り出し、現金で納付したと説明しているものの、申立人は、国民年金の加入手続の場所、保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧であるとともに、申立人が所持する年金手帳には、最初に国民年金の被保険者となった日として申立期間直後の昭和 61 年 12 月 13 日の記載があり、申立期間は未加入期間となるため、制度上、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から42年2月

私は、申立期間当時、兄の仕事を手伝うため実家に戻っていた。当時の私の国民年金保険料は、母が納付してくれていたと姉から聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和43年4月に払い出され、申立期間は国民年金に未加入期間とされており、保険料を納付することはできないほか、申立人は、自身の国民年金手帳を見たことはないと説明しているなど、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで

私は、昭和49年10月7日に郵便局で昭和47年度の国民年金保険料を納付した。その後昭和47年4月から同年6月までの3か月の保険料が還付されたとされているが受領したことはない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和47年度の国民年金保険料を昭和49年10月7日に納付していることが、申立人の所持する領収証書により確認できる。

しかし、申立期間の保険料は、時効のため納付できない未納期間であったことを理由として還付されたものであるほか、昭和59年6月作成の還付・充当・死亡一時金等リストには、還付対象期間、還付金額、還付事由、還付決議日等が明確に記載されており、還付対象期間は申立期間と一致し、還付金額も申立期間の保険料額と一致するなど、この記載内容に不合理な点はなく、還付決議は、保険料の納付日である49年10月7日に近接した50年4月16日に行われており、申立期間の保険料の還付に関する事務処理は適切に行われたものと認められるなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年3月までの国民年金保険料については、追納されていたものとは認めることができず、7年4月から8年2月までの保険料については、免除され、かつ、追納されていたものとは認めることはできない。

また、平成9年8月から11年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月から7年3月まで
② 平成7年4月から8年2月まで
③ 平成9年8月から11年9月まで

私は、学生時代、父に勧められて国民年金の加入手続きを行い、平成5年4月から11年10月に婚姻するまで、厚生年金保険に加入していた期間を除いて、国民年金保険料はすべて免除申請を行い、5年4月から8年2月までは父にお金を出してもらって保険料を追納した。申立期間①の保険料が追納済みとされており、申立期間②の保険料が免除及び追納済みとされており、申立期間③の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の追納申出及び追納した時期、場所並びに金額等の記憶が曖昧であり、申立人が当該期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を免除され、かつ、追納したことを示す関連資料が無く、申立人は、免除申請をした時期及び場所の記憶が曖昧であり、免除申請承認通知書を受けた記憶も無い上、申立期間②直後の厚生年金保険加入期間中には追納をしていないと説明する

ものの、平成8年2月の保険料については、厚生年金保険に加入した同年3月以降でなければ追納できないなど、申立人が当該期間の保険料を免除され、かつ、追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替^{あいまい}手続の記憶が曖昧である上、オンライン記録及び申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の始期である平成9年8月の資格取得は11年11月に記録追加されており、当該記録追加時点では、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われておらず、当該期間に係る保険料の免除申請は行っていなかったものと考えられる。

また、当該記録追加時点まで当該期間は未納期間とされていたため、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、平成11年4月から12年4月まで納付書及び未納催告の帳票が出力されていたことが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を追納し、申立期間②の保険料を免除され、かつ、追納し、申立期間③の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から45年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。年金手帳の再交付手続きをした際に、母から「最初に加入手続した時に前の年の分をさかのぼって納付してあるからね。」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年8月時点は、第1回特例納付の実施時期ではあったものの、申立人は母親から特例納付を行ったと聞いたことはないと言明していること、申立人と当時同居し、申立人と同様に母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたとする申立人の妹は、手帳記号番号が払い出された48年1月時点から保険料が納付されていることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年8月から41年4月まで
② 昭和41年5月から43年12月まで

私の母は、私が短大生のころ、私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後も引き続き国民年金に加入しており、自身で保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②は国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和41年5月に転居する際に母親から国民年金手帳を受け取った記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする母親は、当該期間が国民年金に未加入であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間直後の昭和44年1月23日に任意加入したことにより払い出されているため、当該期間は未加入期間であり、制度上さかのぼって保険料を納付することができない期間である上、申立人が所持する44年1月23日発行の国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳には、43年12月以前の検認記録欄に印紙不要の印が押されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8218 (事案 1758 及び事案 5534 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、申立期間①については、国民年金保険料を納付後に厚生年金保険に加入し、保険料を納付した領収書もある。還付されていないので還付してほしい。申立期間②については、昭和 58 年 10 月に国民年金を喪失するはずがない。国民年金の保険料を納付した。申立期間①は保険料が還付されていないことに、申立期間②は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人が昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、55 年 4 月から 58 年 6 月までは、厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られず、申立人の還付整理簿の当該期間の還付に係わる記載内容に不合理な点は無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②に係る申立てについては、申立人が昭和 58 年 10 月に資格喪失届を行ったものとうかがわれ、前回再申立てにおいて、申立人は、申立期間の保険料の納付を示す新たな資料として、「設立開始届出 4 月 1 日予定」と書かれた会社設立の議事録、59 年 3 月から同年 5 月までの給与明細、「納付」と書かれてある申立人所持の個人用の手帳を提出したが、上記資料から

は申立人が 58 年 10 月に国民年金の喪失届を行わずに申立期間の保険料の納付を行っていたことをうかがわせる記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 12 日付け及び 21 年 9 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①は再申立て、申立期間②は再々申立であるが、今回申立てにおいて申立人から新たな資料の提出が無く、また、口頭意見陳述においても新たな証言等が無く、その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から55年4月まで

私は、昭和54年11月に退職し、国民年金の加入手続を区の出張所で行い、国民年金保険料は妻が納付してくれていた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする妻は保険料の納付時期、納付方法及び納付金額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和54年11月の退職時点で厚生年金保険加入期間が20年以上あり、年金受給資格があることから、国民年金に加入する場合には任意加入適用となり、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録により、申立人は、55年5月19日に任意加入していることが確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間であるため、保険料を納付することができないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年12月までの期間、52年10月から55年8月までの期間及び57年2月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から47年12月まで
② 昭和52年10月から55年8月まで
③ 昭和57年2月から58年3月まで

私は昭和46年8月から、会社を辞める度にすぐに国民年金に加入し、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時に保険料を納付していたと主張しているが、手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和59年2月ごろに払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができず、申立期間③の保険料は過年度納付となるものの、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から5年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと主張するが、母親は、申立人の国民年金の加入手続きに関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された平成9年1月時点では、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8222

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から同年 12 月まで

私は、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された平成 9 年 1 月時点では、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を受領、所持していた記憶は無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成元年3月まで

私の国民年金保険料は、私が厚生年金保険に加入する前に、母が20歳時までさかのぼって納付していたと母から聞いていた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当時の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成3年12月に払い出されていることが確認でき、申立期間は当該時点で未加入期間とされていることから、保険料を納付できない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記の国民年金手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで
私は、昭和44年3月に上京し、申立期間は美容院に住み込みで勤務し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所及び当時行われていた印紙検認による保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であり、納付したとする金額も申立期間の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は昭和44年3月に上京したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の47年1月に申立人が上京する前に居住していた市で払い出されていることが確認でき、上京したとする44年3月当時、申立人は住所変更手続きを行っていなかったと考えられ、申立人は上京してから当該市に戻ったことはないと説明していることから、上京後に当該市で印紙検認による保険料の納付はできなかったと考えられる。

さらに、申立人の手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち、昭和44年9月までの保険料は時効により納付することができず、同年10月以降の保険料は過年度保険料となるが、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、上京前の居住地の市の手帳記号番号払出簿には「新」と記載されており、昭和47年1月以前に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 12 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 12 年 2 月まで
私の母は、私の平成 11 年度分の国民年金保険料の免除申請手続を失念したことから、12 年 3 月以降に、申立期間の国民年金保険料を分割して納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の母親は、申立人の平成 11 年度 12 か月分の保険料を居住している区が発行した納付書により、平成 12 年 3 月以降、毎月納付したと主張しているが、オンライン記録から、申立期間直後の 12 年 3 月分は同年 4 月 28 日に免除申請が行われたことにより申請免除期間とされていること、申立期間の保険料は同年 5 月以降、過年度保険料となるが、区では、専ら現年度保険料の納付書を発行しており、過年度保険料の納付書を発行していないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年3月まで

私の義父又は夫は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私又は夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする義父及び夫から当時の状況等を聴取することができないため、加入手続等の状況が不明であり、申立人は自身で保険料の納付を開始した時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和46年9月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧であること、保険料をさかのぼって納付したと夫から聞いたことが無いとしていることなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から54年3月まで
私の父は、私が20歳の時に国民年金の加入手続をしてくれ、婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時同居し、申立人と同様に家業に従事していた姉の20歳からの保険料が納付済みであることから、父親は、申立人の保険料も納付してくれたはずであると主張しているが、姉の国民年金手帳の記号番号は、20歳当初に払い出されているのに対し、申立人が現在所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号は、申立期間後の昭和54年8月に払い出されており、申立人は、当該手帳のほかに手帳を所持した記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情はないこと、申立人は、父親から保険料をさかのぼって納付したと聞いたことは無いとしていることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から50年3月まで

私の父は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳になった時に父親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和51年1月に払い出され、50年4月以降の現年度保険料が納付されており、申立人は、父親から保険料をさかのぼって納付したとは聞いたことが無いとしていること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶がないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、父親が記帳していたとする申立期間当時の現金出納帳に記載されている保険料額は2人分であるとしていることから、両親のみの保険料と思われることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から51年3月まで

私の妻は、私が自営業を始めた昭和47年の秋に自分の国民年金の加入手続とともに私の国民年金の被保険者資格の再取得手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は、昭和47年9月に申立人の国民年金の被保険者資格の再取得手続き及び自身の国民年金の加入手続を行ったとしているが、妻が加入手続後に受け取ったとするオレンジ色の年金手帳は、49年11月以降に発行、使用されていたものである。

また、申立人及びその妻が当時居住していた区の被保険者名簿には、申立人の被保険者資格の再取得届及び妻の新規資格取得届は、いずれも申立期間後の52年11月21日に受け付けられた記載があり、妻の国民年金手帳の記号番号は同月に払い出されていること、申立期間のうち、50年10月から51年3月までの保険料が納付可能な期間を経過した後に納付されたために還付されたことが還付整理簿から確認できること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年11月まで

私は、結婚した平成3年12月に、区役所で国民年金の加入手続を行った際、結婚前の期間の国民年金保険料が未納であると説明を受けたため、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に同行したとする夫は、納付した保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、婚姻した平成3年12月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、6年1月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月

私は、昭和55年3月に会社を退職後、国民年金の加入手続をし、切れ間なく国民年金保険料を納付していたと思っていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付手続等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄の二段目には、被保険者となった日は昭和55年4月1日と、被保険者でなくなった日は56年4月1日と記載されており、申立期間は再加入前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から48年3月まで

私は、勧誘員に国民年金の加入を強く勧められ、役場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、自身で納付し、結婚後は私が夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の現年度分の国民年金保険料を納付書で納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた町において、納付書制度が実施されたのは、昭和46年10月からであり、申立期間の過半の納付方法は、印紙検認方式であったこと、申立人は印紙検認方式による保険料の納付の記憶が無く、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の過半の保険料が未納となっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の昭和48年4月に払い出されており、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無いと説明している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年2月まで

私の両親は、私が20歳のころに私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。大学在学中に保険料を納付していると言われたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする両親から納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の厚生年金保険加入期間（14か月）の後の昭和47年6月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には、「昭和47年6月26日」発行と押印され、申立人は、両親はさかのぼって保険料を納付していないと思うと説明しているほか、現在所持する年金手帳以外の手帳を両親から受け取っていないと思うと説明しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8241 (事案 5188 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年5月まで

私は、同じ社宅に住んでいた友人2名と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立期間直後の昭和43年6月に任意加入しており、制度上、申立期間の保険料はさかのぼって納付することができないこと、また、申立人が一緒に国民年金に加入したとする友人2名の国民年金手帳の記号番号の払出しはそれぞれ、43年1月、42年11月と申立人と大きく離れており、3名とも払出時期が異なっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして既に当委員会の決定に基づき平成21年8月5日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、友人1名から申立人を含む友人3名が区役所に一緒に行って同時に国民年金の加入手続きを行った旨の証言が得られると主張するが、友人からは、申立人と一緒に加入手続きを行ったという証言は得られたものの、加入手続きの時期、場所、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等、申立期間の保険料納付を裏付ける証言が得られないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、友人のうち1名は、一緒に国民年金に加入したとする昭和43年1月よりも前の42年11月に既に加入しており、その後の保険料を納付しているなど、委員会の当初の決定を変更すべき

新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、現年度保険料として納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、特例納付で納付したと記録されているが、申立期間は、自宅で集金人に保険料を納付していたはずである。申立期間が未納期間の保険料を特例納付したものとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人は、自宅で集金人に保険料を納付していた記憶しか無いと説明しているが、申立人及びその夫が当時居住していた区では、集金人による保険料の収納は申立期間①よりも後の昭和 37 年 4 月から実施されている上、申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の夫も申立人と同様に、第 3 回特例納付で当該期間の保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人及びその夫は、第 3 回特例納付により昭和 55 年 6 月に、申立人は 132 か月分、夫は 128 か月分の保険料を納付しており、これは当該特例納付をしなければ、60 歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間 300 か月を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付したものと考えられるなど、申立期間の保険料を特例納付する前に既に納付していたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から同年 10 月まで

私は、昭和 51 年 6 月に会社を退職後すぐに、区役所又は区出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付額及び納付場所の記憶が曖昧である上、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は申立期間直後の昭和 51 年 11 月に任意加入していることが確認できることから、申立期間は、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は学生だった昭和 57 年当時、「国民年金は 20 歳から」と記載されたハガキを受け取り、両親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の母親は申立期間の納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人には、当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができなかつた期間であると考えられるなど、両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年2月まで

私の父は、私が短大を卒業した年の昭和42年5月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、自身の国民年金手帳を父親から手渡された記憶、あるいは見た記憶は無いと説明している上、申立人には、基礎年金番号として付番されている厚生年金保険の記号番号以外に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8246（事案 1506 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を区出張所で納付してきた。保険料を未納にしたことは絶対にないため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が一緒に保険料を納付してきたとする夫も、当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の審議結果に納得がいかないとしているが、申立人からは、新たな関連資料、参考情報等の提出は無く、申立人は、申立期間の保険料額の記憶が曖昧であるなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8247 (事案 1500 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 52 年 3 月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を区出張所で納付してきた。妻が保険料を未納にしたことは絶対にならないため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、夫婦二人分の保険料を納付してきたとする妻も、当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の審議結果に納得がいけないとしているが、申立人からは、新たな関連資料、参考情報等の提出は無く、保険料を納付していたとする妻は、申立期間の保険料額の記憶が曖昧である上、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続の場所、加入時期、保険料の納付場所及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成4年4月ごろに払い出されており、当該払出時点では、大学生が強制被保険者となった3年4月以後の保険料は納付することが可能であったが、申立期間は、国民年金に加入していない未加入期間であり、保険料をさかのぼって納付することができない期間であるほか、申立期間当時大学生であった申立人の兄も、申立期間は国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から56年3月まで

私は、昭和54年10月ごろ、母に勧められ市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料をまとめて納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、母親から資金の援助を受けて国民年金保険料を納付したと説明しているが、申立期間の保険料を納付した時期に関する記憶が曖昧であるほか、その母親も申立人に資金を援助した記憶が定かでないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和54年10月ごろ母に勧められて国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人が国民年金に任意加入したのは57年7月であり、申立期間当時に別の手帳を所持していたことに関する記憶が曖昧であり、54年10月に払い出されている母親の国民年金手帳記号番号の前後のそれぞれの相当数について確認したが、申立人の記号番号は確認できなかったなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

また、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年6月まで
② 昭和54年7月から同年9月まで

私の夫は、申立期間①は昭和54年4月初めまで居住していた区で発行された納付書で国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間②は同年4月以降に転居した区で発行された納付書で保険料を納付した。その後、転居した区から昭和54年4月から同年9月までの手書の納付書が送られてきたので、この保険料も納付した。申立期間①は保険料を重複納付しているのに保険料を還付されていないこと、申立期間②は保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の夫が国民年金保険料を重複納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は、昭和54年4月に転居した後、転居先の区役所で保険料の納付書を受領し54年4月から同年9月までの保険料を納付していることは確認できるが、転居前の区で当該期間の保険料の納付書を受け取った記憶及び保険料を納付した記憶は曖昧であり、夫が当該期間の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、還付整理簿には、還付対象期間、還付金額、還付事由、還付決議日、還付支払日等が明確に記載されており、還付対象期間は当該期間と一致し、還付金額も申立期間の保険料額と一致するなど、この記載内容に不合理な点は無く、還付決議は、保険料の重複納付日である54

年 11 月 19 日に近接した 55 年 4 月 26 日に行われており、当該期間の保険料の還付に関する事務処理は適切に行われたものと認められるなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日
申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。申立期間の賞与について、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「12月賞与支給明細表」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、平成17年12月21日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成17年12月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月1日から同年7月28日まで
② 昭和31年2月20日から35年4月11日まで

平成21年の秋に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の受給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶がないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和35年8月30日の直前の同年6月16日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から30年6月26日まで
64歳の時に、社会保険事務所(当時)で、申立期間の記録が無いと言われたが、何も教えてくれず、どうすることもできなかつた。その後、何年もかかって脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職して1か月後には、別会社に就職したので、脱退手当金の手続をしていないのは覚えている。年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給月数、支給金額及び支給年月日が記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年7月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年1月16日から同年10月1日まで
② 昭和33年10月11日から43年3月16日まで

年金の裁定請求をする時に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年3月16日の前後1年以内に資格喪失した者23名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15名に脱退手当金の支給記録が確認でき、12名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち1名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から40年12月20日まで
② 昭和41年12月12日から42年2月21日まで
③ 昭和42年2月27日から同年9月26日まで

申立期間後に再就職した時に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年1月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月11日から43年2月2日まで
② 昭和43年3月1日から44年11月30日まで
③ 昭和45年3月15日から同年10月18日まで

60歳の時に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいふことがない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から同年7月1日まで
A社B工場で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「正社員として雇用した場合、必ず人事記録を作成し、保存しているが、申立人に係る人事記録の確認ができないため在籍を証明することができない。」と回答している。

しかし、申立人がA社B工場を退職した後に勤務していたC社から提出された人事記録及び申立人の履歴書（昭和36年7月29日現在）から、申立人は昭和36年5月にC社を家事都合により退職した後、同年7月に臨時工としてA社に入社したことが確認でき、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同年7月から同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、当時の臨時社員における厚生年金保険の取扱いについては、「当時の資料は無いが、勤務時間、勤務日数に応じて加入させていたと思う。厚生年金保険に加入させていない期間については、給料から保険料の控除はしていない。」としている。

さらに、A社B工場に勤務していた従業員に、申立人の勤務状況について照会した結果、申立人のことを記憶している従業員はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年10月26日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の報酬額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年10月26日）の後の平成5年11月4日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、さかのぼって53万円から8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び上記処理日に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の社会保険の手続は経理部長に任せていた。」と主張しているところ、同社の複数の従業員は「経理部長は申立人に確認して業務を行っていた。」と供述している。

さらに、申立人は「A社は社会保険料の滞納があり、自分が二度、社会保険事務所（当時）へ滞納納付期日延長の相談に行ったことがある。また、経理部長から滞納保険料の支払を楽にする手続をしたとの報告を受けた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月から30年4月までの期間及び34年から36年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成7年4月1日から9年2月28日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から30年4月まで
② 昭和34年から36年10月1日まで
③ 平成7年4月1日から9年2月28日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及びB社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、C社の代表取締役として勤務した期間のうち申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与の報酬額と相違しているので正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の申立期間①当時に勤務していた複数の従業員の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和30年11月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社が適用事業所になった日に資格取得した49人の従業員のうち、回答が得られた4人が、「同社が適用事業所になる前から勤務していたが、保険料控除を確認できる資料を保有していない。」と供述している。

申立期間②については、B社の申立期間②当時に勤務していた従業員の供述から判

断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和36年10月1日であり、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、B社の事業主は当時の資料を保管していないため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、B社が適用事業所になった日に資格取得した11人の従業員のうち、回答が得られた一人が、「同社が適用事業所になる前から勤務していたが、保険料控除を確認できる資料を保有していない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③については、申立人が提出した申立期間③の給与明細書により、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年2月28日より後の同年3月28日付けで、申立人の同社における標準報酬月額は、さかのぼって7年4月から9年1月までの期間、59万円から20万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、C社において、申立人を含む31人の従業員の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、C社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び上記処理日に代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、平成8年暮れごろに社会保険事務所（当時）に行った際に、当時の徴収課長から厳しい指導を受けた。」と供述し、会社の資金繰りが苦しくなっていたことを認識しており、D健康保険組合から提出された「平成8年度滞納処分票」から、C社が、当該健康保険組合の保険料を滞納していたことが確認できる

なお、申立人は、当該減額訂正処理には関知しておらず、代表者印の管理についても、当時の経理課長に預けていたので減額訂正の届出は経理課長が行った旨供述しているところ、経理課長は、「代表者印は申立人が保管しており、私が管理したことはない。また、減額訂正の届出を自分が行ったかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、C社の複数の従業員は、通常業務においての同社の業務執行に関する決定は代表取締役である申立人が行っていた旨供述している。

このため、申立人がC社の代表取締役として、申立人を含む31人の標準報酬月額

の引下げについての届出事務の権限を有していたものと考えるのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間③における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の日記の記述から、昭和45年3月31日付けで同社を退職したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の日記の記述から、昭和45年3月31日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録では、同社離職日は昭和45年3月30日と記録され、オンライン記録と符合している。

また、B企業年金基金より提出された厚生年金基金加入員資格喪失届には、申立人の資格喪失日は昭和45年3月31日と記載され、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時、A社で給与計算を担当していた従業員は、「退職日が月末となる従業員は、退職日を月末日の1日前とし、厚生年金保険被保険者資格喪失日を月末日とすることもあった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 39 年 12 月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の経理担当者の供述により、勤務期間を特定することはできないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 8 月 3 日であり、申立期間のうち 38 年 6 月から 39 年 8 月 2 日までは適用事業所となっていない。

また、A社の経理担当者は、「申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所となっただけで、従業員の加入については勤務状況に応じ判断しており、申立人については、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 8 月 3 日には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、申立人及び経理担当者は、申立期間当時の従業員数を約 7 人であったとしているが、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 8 月に被保険者資格を取得した従業員数は 5 人であり、申立人及び同僚一人の氏名が無いことから、同社では一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所になっておらず、事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月ごろから 44 年 11 月ごろまで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた同僚には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚から、申立人が同社に勤務していた旨の供述が得られるものの、勤務期間について明確ではなく、厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述も得ることができない。

また、A社の複数の従業員は、厚生年金保険被保険者証を入社後に同社から受け取っているとしているが、申立人は、厚生年金保険被保険者証を同社から受け取った記憶が無く、加入手続をしてもらった記憶も無い旨を供述している。

さらに、A社の事業主は、申立期間当時の関係資料は無く、当時、同社の社会保険関係事務を委託していた会計事務所は既に廃業していると供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間の被保険者整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月16日から41年2月1日まで
② 昭和41年10月25日から42年4月1日まで

A社及びB社に勤めていた各申立期間の厚生年金保険の記録が無い。当該期間を正しい加入記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間を含めてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の従業員の供述から、申立人が同社に厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和41年2月1日より以前から勤務していたことはいかがえるが、入社日を特定することはできない。

また、申立人が入社したとする1か月前の昭和40年3月にA社に入社したとする従業員は、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と同日の41年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和41年10月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間を含めてB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社の従業員の供述から、申立人が同社に厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和42年4月1日より前から勤務していたことはいかがえるが、入社日

を特定することはできない。

また、申立人は、A社の上司の勧めで、その者と一緒にB社に入社したと供述しているところ、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該上司も申立人と同日の昭和42年4月1日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和48年9月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿において、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 31 日まで
A 社 (後に、B 社。現在は、C 社) に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元上司の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、昭和 41 年 4 月 1 日に同社に入社していたことはいかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社 (後に、B 社) が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 61 年 4 月 1 日であり、申立期間は A 社が適用事業所となっていない期間である。

また、上記の元上司は、申立期間当時、A 社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、給与からの厚生年金保険料の控除について記憶がないと供述している。

さらに、C 社の事業主によると、A 社の当時の事業主は既に死亡しており、自分自身は申立期間には、A 社に入社していなかったため、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況について不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月31日から28年6月1日まで
厚生年金保険の加入記録によると、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和27年3月31日に入社したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主が保管している社会保険被保険者台帳によれば、申立人の入社日は昭和27年3月29日、退職日は45年3月25日と記録されていることから、申立人は申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録では、申立人は昭和28年6月1日から45年3月25日まで加入していたと記録されており、厚生年金保険の加入記録と一致する上、事業主が保管していた上記台帳でも「健保・年金の資格取得年月日」の日付がオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は平成15年10月*日に解散しており、解散当時の事業主は、申立期間当時は、社会保険の加入条件を設けていたとしており、申立人は中学卒業後すぐに入社したので、一定の期間は社会保険に加入しなかったと思われるとしている。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が適用事業所となった昭和25年12月1日から31年2月までの資格取得者49人のうち、連絡先の判明した11人に照会したところ、回答のあった6人全員の入社日と資格取得日が一致していないことが確認できる。

加えて、上記の6人のうち2人は、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について、入社と同時に厚生年金保険には加入していなかった、中卒で入社した人はすぐには厚生年金保険に加入していなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 12 月 1 日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 7 年 4 月から同年 9 月までは 41 万円、7 年 10 月から 8 年 11 月までは 30 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった 8 年 12 月 1 日の後の同年 12 月 27 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同社が適用事業所でなくなった当時の代表取締役であることが確認できる上、滞納処分票によれば、同社が平成 8 年 6 月ごろから社会保険料を滞納していたため、申立人が滞納保険料を 3 回に分けて社会保険事務所（当時）の窓口で納付していることから、申立人は同社の社会保険手続の当事者であることが確認でき、さらに、滞納処分票から、申立人自身が同年 12 月 27 日付けの同社が適用事業所でなくなった旨の処理及び遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月19日から同年12月17日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では薬剤師としてパート勤務したが、厚生年金保険への加入を申し入れ、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の薬局長は、申立人が同社に勤務していたことを記憶していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「申立人が勤務していたことを記憶していない。申立期間当時、当社では正社員のみを厚生年金保険に加入させており、パートについては、厚生年金保険に加入させていなかった。また、申立期間当時の人事給与の関係資料は、平成19年の事務所移転時に廃棄したため、保管していない。」と回答している。

また、A社は政府管掌健康保険に加入しているところ、申立人は、「申立期間当時、同社から健康保険被保険者証を受け取った覚えが無い。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年4月1日まで
A社(現在はC社)B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務した証明として、履歴簿を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人及びC社が提出した履歴簿により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社の新規適用年月日の記載が無いが、同名簿の健康保険番号1番から30番までの従業員に係る厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和25年4月1日と記録されていることが確認でき、同日より前に被保険者資格を取得している記録が確認できないことから、同社は申立期間において、適用事業所ではなかったことが推認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和25年4月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、C社の人事部長は、「申立人の履歴簿により申立期間の勤務が確認できるものの、申立期間当時のA社の厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿から、昭和25年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員2名は、「昭和25年4月1日より前からA社に入社し、その期間は健康保険被保険者証が無かったことから厚生年金保険料の控除は考えられない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11444 (事案 5713 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 16 年 2 月 12 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している旨を第三者委員会に申し立てたが、同委員会から、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないなどの理由で、記録訂正できないと回答があった。

しかし、新たな資料等はないが、回答には、私が供述していないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)の職員から、「給与を 10 万円に落とせば、一つ方法がある。」と言われたと供述している旨記載され、また、同意できないから申立てをしているのに「標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら」と記載されていることに納得がいかないため、再度調査をして標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A社における社会保険事務に関与していたものと認められ、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、新たな資料等はないが、通知文には、自身が供述していないにもかかわらず、社会保険事務所の職員から、「給与を 10 万円に落とせば、一つ方法がある。」と言われたと供述している旨記載され、また、同意していないにもかかわらず「標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら」と記載されているので、再度調査をして標準報酬月額を訂正してほしいとしている。

しかし、申立人が社会保険事務所の職員から「給与を 10 万円に落とせば、一つ方法がある。」と言われたとの供述については、平成 21 年 10 月 22 日付けの申立人と当委員会の担当調査員との間の電話による応答記録において、申立人が上記のとおり供述した旨の記録が確認できる。

また、「標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら」との記載については、上記の記録及びA社に係る滞納処分票において、申立人が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と協議を行った旨の記載があることから、申立人は、同社における厚生年金保険関係事務に関与していたものと認められ、当該期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理について同意していたものとするのが自然である。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から40年2月まで
② 昭和40年2月から同年7月まで
③ 昭和40年7月から同年12月31日まで
④ 昭和41年1月から同年6月まで
⑤ 昭和41年7月から同年10月31日まで
⑥ 昭和41年11月から42年3月30日まで
⑦ 昭和42年4月から同年10月13日まで
⑧ 昭和43年3月1日から同年3月31日まで

A社、B社、C社、D社、E社、F社及びG社に勤務した各申立期間の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かであり、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、当該事業所を管轄する法務局及び関係団体に照会したが、A社の所在地を特定することができない。

なお、申立人は元代表者及び同僚の氏名を覚えていないため、当該元代表者等から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間②については、B社に係る事業所別被保険者名簿から複数の従業員に照会したが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、B社は、当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している。

申立期間③については、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、当該事業所を管轄する法務局及び関係団体に照会したが、C社の所在地を特定することができない。

なお、申立人は元代表者及び同僚の氏名を覚えていないため、当該代表者等から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間④については、オンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、D社の元事業主の妻は、「当時の資料は残っておらず、記憶もはっきりしないため、申立人のことは知らない。同社が適用事業所であったか否かについても分からない。」旨供述している。

なお、申立人は同僚の氏名を覚えていないため、当該同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間⑤については、オンライン記録によると、申立人の記憶するH区では、E社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、当該事業所を管轄する法務局に照会したが、E社の所在地を特定することができない。

そこで、申立人の記憶する所在地とは異なるが、申立期間⑤当時、I区で適用事業所としての記録があるJ社の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶する者はおらず、同社に係る被保険者名簿にも申立人の記録は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間⑥については、F社に係る事業所別被保険者名簿から、住所が確認できる従業員に照会したが、回答は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、F社は既に適用事業所になっておらず、元代表者は死亡しているため、申立人の勤務実態等について照会することができない。

申立期間⑦及び⑧については、オンライン記録によると、G社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、当該事業所を管轄する法務局及び関係団体に照会したが、G社の所在地を特定することができない上、申立人は、同僚の名字しか覚えておらず、当該同僚の住所を特定することができないため、同社の元代表者及び同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、申立人は、E社を除くすべての事業所から健康保険証を受領していないとしている。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月から同年12月まで
② 昭和25年5月から同年12月まで
③ 昭和26年5月から同年12月まで
④ 昭和27年5月から同年12月まで
⑤ 昭和28年5月から同年12月まで

A社B事業所に勤務した各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の複数の従業員の供述等から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、各申立期間に、同社同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、申立人と同様季節工としてA社B事業所に勤務していた複数の同僚及び従業員においても、各申立期間中、厚生年金保険被保険者資格記録は無く、このことについて複数の従業員は、「自分も各申立期間においても勤務していたが、当該期間中、同社同事業所は厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。」とし、別の従業員は、「昭和24年ごろ役員的大幅変更があり、自分は労働組合の役員をしていたので、なぜ厚生年金保険に加入させてくれないのかと問い合わせたが、会社から返答をもらえなかった気がする。」としている。

このため、A社B事業所では、季節工として勤務した従業員については、各申立期間、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

なお、A社B事業所は既に適用事業所になっておらず、同社は、各申立期間当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控

除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準報酬月額及び申立期間③における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から4年10月1日まで
② 平成5年3月1日から6年1月31日まで
③ 平成6年1月31日から7年4月1日まで

ねんきん定期便により、A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と比較して低くなっており、また申立期間③の厚生年金保険の被保険者加入記録が無いことが分かったので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、平成4年4月30日付けで3年7月の随時改定と同年10月の定時決定が取り消され、41万円から20万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①の期間中、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該期間中に退職した従業員は、「自分が退職するころ、給与の未払があった。」としており、さらに、B銀行が保有するA社に係る口座取引情報から、平成4年1月分から同年4月分までの期間の社会保険料の引き落としが確認できないことから、申立期間①当時、同社は社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A社における社会保険に係る事務は自身が行っており、代表者印は自分が管理していた。」と回答しており、同社において申立人が社会保険に係る事務に権限を有していたと認められる。

申立期間②及び③については、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年3月22日より後の同年3月31日付けで申立人の標準報酬月額は、5年3月から同年12月までの期間、20万円から8万円にさかのぼって減額訂

正処理されるとともに、申立人の資格喪失日は、6年1月31日にさかのぼって処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間②及び③の期間中、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正及び資格喪失日の遡及処理^{そきゅう}について、社会保険事務所（当時）の職員から説明を受けていないと主張しているが、A社における社会保険の届出事務は自身が行っており、申立期間当時、社会保険料の滞納の件で、社会保険事務所の職員が来社した際に届出書類に押印したとしていることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額及び資格喪失日に係る処理がなされたとは考え難く、申立人は当該処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年7月3日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。私は、昭和33年4月1日付けでB社からA社に社命により異動したが、両社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

なお、B社とA社は、設立母体が同一の企業であり、昭和38年に合併している。

第3 委員会の判断の理由

A社を引き継いだC社が提出した労働者名簿及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和33年4月1日にB社における被保険者資格を喪失し、A社における被保険者資格を再取得している申立人を含む5名について、厚生年金保険の被保険者期間を調べたところ、全員の再取得日が異なっており、いずれも喪失から2か月ないし5か月の空白期間が生じていることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が同社の資格喪失時に、健康保険証を返納し、資格喪失後の継続給付の手続をしていることが確認できる。

なお、申立人の申立期間における社会保険の適用状況について、C社に文書照会したところ、同社は、「当時の資料が残っておらず、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料の納付については不明である。」と回答している上、申立期間当時、A社において社会保険手続及び給与事務を1人で行っていたとされる担当者も死亡していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月から35年6月まで
② 昭和36年12月から37年6月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、それぞれの会社に勤務していたはずなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の現在の事業主及び元従業員の回答から、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A社の現在の事業主及び複数の元従業員は、「申立期間①当時の同社の従業員数は10名くらいだった。」と述べているが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社の被保険者数は、昭和33年5月から同年6月までの2か月間において8名が確認できる以外は、2名から5名で推移しており、被保険者数が従業員数よりも少ないことが確認できる。このことについて、同事業主は、「申立期間①当時は、私の父であった社長が社会保険の担当をしていたが、社長の判断で厚生年金保険に加入させるか否かを決めていたと思う。」と述べていることから、申立期間当時、同社における厚生年金保険の加入については、事業主の裁量等によって判断されていたものと考えられる。

また、申立期間①におけるA社の事業所別被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない

2 申立期間②について、申立人は、「私の厚生年金保険の記録では、B社において、昭和36年2月8日から同年6月30日までの加入記録があるが、記録のある期間は実

際に勤務していた期間とは違うと思う。」と主張している。

しかしながら、C社の事業主は、「当時の資料が残っていないので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②において同社の被保険者であった従業員 13 名に対して、申立人の勤務実態等を照会したところ、7名から回答があったが、いずれも申立人についての記憶がないと回答している。

さらに、申立期間②におけるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月26日から44年2月1日まで
② 昭和44年2月1日から47年2月1日まで
③ 昭和47年2月1日から同年3月21日まで
④ 昭和56年12月1日から58年12月1日まで
⑤ 昭和59年12月1日から61年12月1日まで
⑥ 昭和61年12月1日から62年12月1日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④、E社に勤務した申立期間⑤及びF社に勤務した申立期間⑥のそれぞれの厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していたことは確かなので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に照会したが、同社に係る商業登記の記録は見当たらないことから代表者等の連絡先を把握することができず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人は、A社に勤務していた当時の同僚を数名記憶しているものの、連絡先を特定することができず、これらの同僚から、申立人の申立期間①における勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社の元従業員の回答から、正確な期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年5月16日であり、申立期間②の一部は適用事業所となっていない。

また、申立人は、当時、B社で勤務していた従業員は、15名ぐらいであったと供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が適用事業所となった当時の被保険者は9名であることが確認できることから、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社の元従業員は、「B社の厚生年金保険の取扱いについては、同社の経理担当者に聞けば分かると思う。」と述べているが、同社の経理担当者に聴取することができなかつたため、申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「C社に勤務していたことは確かなので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、C社の所在地を管轄する法務局に照会したが、同社に係る商業登記の記録は見当たらないことから代表者等の連絡先を把握することができず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人は、C社に勤務していた当時の同僚を数名記憶しているものの、連絡先を特定することができず、これらの同僚から、申立人の申立期間③における勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④について、D社の元従業員の回答から、正確な期間は特定できないものの申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間④当時の事業主に申立人の厚生年金保険の適用状況等について文書で照会したが、回答が得られなかった。また、D社に係る事業所別被保険者名簿から連絡先を把握できた14名に文書照会したところ、9名から回答があったが、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間④における勤務実態等を確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げているD社の事業主は、申立期間④当時は同社の厚生年金保険の被保険者となっておらず、申立期間の後の昭和60年7月1日から同社の厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「E社に勤務していたことは確かなので、申立期間⑤を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、E社の所在地を管轄する法務局に照会したが、同社に係る商業登記の記録は見当たらないことから代表者等の連絡先を把握することができず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人は、E社に勤務していた当時の同僚を数名記憶しているものの、連絡先を特定することができず、これらの同僚から、申立人の勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥について、申立人が提出したF社主催のツアーの申込書に、担当者として申立人の苗字の記載があり、正確な期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、F社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和60年11月14日に適用事業所でなくなっており、申立期間⑥当時は適用事業所でないことが確認できる。なお、申立期間⑥当時の事業主に申立人の厚生年金保険の適用状況等について文書照会したが回答が得られなかった。

また、前述の事業所別被保険者名簿から連絡先を把握できた7名に文書照会したところ、1名から回答があったが、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間⑥における勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
A 医院で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで A 医院に継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、A 医院については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、しかも、法人登記簿上、同医院は昭和 51 年 8 月に清算終了していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A 医院を経営していたとする申立人の両親ともに厚生年金保険の加入記録は無く、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、父親は 60 歳に達するまでの期間、母親は昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分を除いて、60 歳に達するまでの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人の両親は既に死亡しており、加えて、申立人が同医院と一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた 6 名については連絡先が不明のため、申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 3 日から同年 7 月 2 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和 45 年 4 月 3 日から勤務し、写真学校にも通っていたことを覚えているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てているが、同社の代表者は、「申立人がA社に勤務していたことは記憶しているが、当時の従業員に係る人事記録や賃金台帳等を既に廃棄していることから、申立期間も勤務していたか否かは分からない。」と供述しており、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等については確認することができない。

また、申立人は、同僚を記憶していないことから、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、同人は、「申立期間当時、A社では、入社後2か月から3か月程度の試用期間があった。」と供述している。

さらに、他の従業員の一人は、「申立人と一緒に、A社の社長の親族宅に下宿していたが、その時期は正確に覚えていない。申立人の同社への入社時期等は分からない。」と供述しており、上記下宿先であった事業主の親族も、「申立人が下宿していたことは覚えているが、その時期は覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、時期までは特定できないが、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の代表者は、「申立期間当時の従業員に関する資料は保存期間経過により廃棄したため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等については確認できない。しかし、当社の規定により、申立期間当時も従業員については入社後3か月間の見習期間を設けており、その間は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない。」と供述している。

また、申立人は、当時の上司及び同僚を記憶していないことから、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、入社時期について供述が得られた従業員9人について、その証言内容及び上記被保険者名簿から、入社後3か月程度経過した後に被保険者資格を取得していることが確認できる。そして、そのうち二人は、「入社してから3か月後に厚生年金保険に加入するまでの間は、給与から保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日については、同社が加入しているB厚生年金基金の記録と上記被保険者名簿の記録とが一致しており、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名：
基礎年金番号：
生 年 月 日：
住 所：

} 別添一覧表参照

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : <申立期間(自)> (別添一覧表参照) から<申立期間(至)> (別添一覧表参照) まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、海外駐在員時の月額給与が海外給与分を含まない国内給与分のみを給与支給総額として届け出て、申立期間の標準報酬月額が低く記録されている。

A社は、事後訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、訂正後の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は当初、<当初の標準報酬月額> (別添一覧表参照) と記録されていたが、同社は、社内事務手続の誤りにより、申立期間の海外駐在員の標準報酬月額について、海外現地給与を含めず、国内給与分のみを基礎とした標準報酬月額を届け出たとして、管轄社会保険事務所(当時) に対し訂正の届出を行い、21年12月9日付けで、<訂正後の標準報酬月額> (別添一覧表参照) に訂正されている。また、当該期間については、時効により保険料は納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっている。

しかし、A社から提出された申立期間の給与台帳により、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、当該訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

そのため、申立人については、報酬月額に見合う標準報酬月額より保険料控除額に見合う標準報酬月額が低く、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(自)	申立期間(至)	当初の標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額
11464	男		昭和26年生		平成14年8月	平成17年8月	平成14年8月～15年6月 200,000円 平成15年7月～16年8月 380,000円 平成16年9月～17年8月 320,000円	620,000円
11465	男		昭和30年生		平成14年10月	平成15年6月	470,000円	620,000円
11466	男		昭和27年生		平成14年10月	平成16年6月	平成14年10月～15年8月 560,000円 平成15年9月～16年6月 500,000円	620,000円
11467	男		昭和27年生		平成16年9月	平成17年6月	590,000円	620,000円
11468	男		昭和26年生		平成14年10月	平成18年6月	平成14年10月～15年8月 410,000円 平成15年9月～16年8月 300,000円 平成16年9月～17年8月 320,000円 平成17年9月～18年6月 440,000円	平成14年10月～17年8月 620,000円 平成17年9月～18年6月 590,000円
11469	男		昭和35年生		平成14年10月	平成17年6月	平成14年10月～16年8月 340,000円 平成16年9月～17年6月 280,000円	平成14年10月～16年8月 620,000円 平成16年9月～17年6月 590,000円
11470	男		昭和37年生		平成14年10月	平成17年6月	平成14年10月～16年8月 260,000円 平成16年9月～17年6月 280,000円	620,000円
11471	男		昭和32年生		平成14年8月	平成16年6月	200,000円	620,000円
11472	男		昭和38年生		平成16年9月	平成18年8月	平成16年9月～17年6月 360,000円 平成17年10月～18年8月 410,000円	620,000円
11473	男		昭和37年生		平成16年9月	平成17年6月	280,000円	590,000円
11474	男		昭和41年生		平成14年10月	平成17年6月	平成14年10月～15年8月 320,000円 平成15年9月～17年6月 260,000円	560,000円
11475	男		昭和27年生		平成14年10月	平成17年6月	平成14年10月～15年8月 590,000円 平成15年9月～16年8月 530,000円 平成16年9月～17年6月 280,000円	620,000円
11476	男		昭和40年生		平成16年9月	平成17年8月	200,000円	560,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 2 月 28 日まで
② 昭和 63 年 3 月 1 日から平成元年 6 月 30 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の代表者の連絡先は不明であり、申立人は上司の名前を覚えておらず、また、同僚についても名字のみ記憶しているだけで連絡先は不明であることから、申立人の当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社に係る商業登記簿謄本によれば、同事業所は平成4年10月*日に閉鎖しているほか、事業主の連絡先は不明であり、申立人は、ともにA社から移ったとする上司の氏名を覚えていないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年10月1日から6年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成6年11月1日から8年9月30日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から8年9月30日まで

A社の代表取締役で勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当初届け出た報酬月額より低い額になっている。社会保険料の滞納を整理するため手続を行ったが、社会保険事務所（当時）の強い要請で実施したもので、申立期間の標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成3年10月から6年2月までの期間について、A社において記録されている申立人の標準報酬月額53万円は、当時の厚生年金保険の最高等級の標準報酬月額であることが確認できる。

また、申立期間のうち平成6年3月から同年10月までの期間について、A社における申立人の標準報酬月額については20万円と記録されているが、社会保険事務所において当該処理を行ったのは同年3月7日であり、標準報酬月額の変更処理について不自然さはみられない。

さらに、従業員の一人名は、A社における標準報酬月額の引下げについて、「平成6年3月から自分も給与の大幅減額に伴い標準報酬月額も大幅に下がったが、当時、申立人から説明を受けて知っていた。」と供述している。

加えて、申立期間のうち平成3年10月から6年10月までの期間について、A社における申立人の標準報酬月額の記録については、社会保険事務所において、さかのぼって減額訂正等の処理が行われた記録は確認できない。

このほか、申立期間のうち平成3年10月から6年10月までの期間について、申立

人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間のうち平成6年11月から8年8月までの期間の標準報酬月額について、オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が適用事業所でなくなった9年1月31日付で、当初記録されていた59万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の商業登記簿謄本において、上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役を重任していることが確認できる。

また、申立人は、「A社における社会保険の届出事務は自分が行っていた。平成6年ごろから社会保険料の滞納が始まり、8年ごろ保険料の整理について社会保険事務所と交渉し、一定期間自分の標準報酬月額を調整して補填^{ほてん}する説明を受け一応同意した。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自分の標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成6年11月から8年8月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで
A 医院 (現在は、B 会) で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同医院では事務員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間において A 医院に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、A 医院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 7 月 19 日であり、申立期間は適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、昭和 52 年 8 月に A 医院に勤め、医療事務を担当したとする元従業員は、「厚生年金に加入したのは平成 2 年ごろであり、当時は医師国民健康保険組合に加入していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人から提出された昭和 48 年及び 49 年の「給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料額は、A 医院が加入していた医師国民健康保険組合の準会員 (従業員) の保険料と雇用保険料の合計額に見合う金額となっており、厚生年金保険料は含まれていないことが推認できる。

加えて、B 会の現在の事業主は当時の資料を保管しておらず、当時の状況は不明である旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで
A社(現在は、B社)から日を空けずに転職した。同社には平成10年6月30日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人自筆の退職願及び同社提出の異動起案書により、申立人は平成10年6月29日にA社を依願退職したことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録では、申立人の離職日は平成10年6月29日であることが確認でき、これらの記録は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人は平成10年6月30日は勤務しておらず、申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月及び同年8月
② 昭和42年3月から同年5月まで
③ 昭和45年3月から同年5月まで
④ 昭和51年5月から同年9月まで
⑤ 昭和51年10月から52年1月まで
⑥ 昭和57年6月から同年12月まで
⑦ 昭和59年10月から61年3月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④、E社に勤務した申立期間⑤、F社に勤務した申立期間⑥及びG社Fに勤務した申立期間⑦の厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に適用事業所でなくなっており、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、当時の事業主の連絡先が不明であることから、同社及び当該事業主から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における当時の同僚を記憶していないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間において被保険者であった従業員5人に照会したところ、回答のあった3人は、申立人を記憶していなかった。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、当時の人事関係資料を保有していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している同僚は、B社に係る事業所別被保険者名簿では、被保険者記録は確認できず、当該同僚の連絡先も不明であることから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿から、当該期間において被保険者であった従業員 12 人に照会したところ、回答のあった 3 人は、申立人を記憶していなかった。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから、同社及び当該事業主から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、C社における当時の同僚を記憶していないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間において被保険者であった従業員 15 人に照会したところ、回答のあった 6 人は、申立人を記憶していなかった。

申立期間④について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D社は、当時の人事関係資料を保有していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している同僚二人のうち、一人に照会したが回答を得ることができず、ほかの一人はD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、被保険者記録を確認することができず、連絡先も不明であることから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿から上記の同僚以外で当該期間において被保険者であった従業員 6 人に照会したところ、回答のあった 3 人は、申立人のことを記憶していなかった。

申立期間⑤について、申立人は、E社に勤務していたと申し立てている。

しかし、E社は既に解散している上、当時の事業主に照会したが回答を得ることができないことから、同社及び当該事業主から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、E社における当時の同僚を記憶していないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、E社に係る厚生年金保険被保険者台帳から当該期間において被保険者であつ

た従業員4人に照会したところ、回答のあった4人全員が、申立人を記憶していなかった。

申立期間⑥について、F社における同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社は既に解散している上、当時の事業主に照会したが回答を得ることができないことから、同社及び当該事業主から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚3人に照会したところ、3人全員が「F社では、3か月から6か月の試用期間を経て正社員となり、厚生年金保険に加入していた。」と供述している上、そのうち入社日を記憶していた2人は、それぞれ入社後1年1か月、1年3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得している。このことから、同社では、当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、F社に係るオンライン記録から、当該期間において被保険者であった従業員9人に照会したところ、回答のあった2人は、申立人を記憶していなかった。

申立期間⑦について、G社の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、G社は、当時の人事関係資料を保有していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚は、「申立人の勤務期間については覚えていないが、当時、G社では短期の雇用者が多く、短期雇用者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」としている。

さらに、G社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間において被保険者であった同僚・従業員12人に照会したところ、回答のあった6人のうち5人は、申立人を記憶していなかった。

加えて、上記の複数の同僚は、「当時は、G社には短期勤務するアルバイトが多く、アルバイトは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から8年4月1日まで
② 平成10年12月1日から13年4月1日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低いことが分かった。そこで、総勘定元帳を添付して事後訂正を行ったが、保険料は時効により納付できず、年金額の計算の標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、訂正後の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年4月1日から8年4月1日までは20万円、10年12月1日から13年4月1日までは44万円と記録されていたが、同社は、届出に誤りがあるとして、社会保険事務所(当時)に対し総勘定元帳を添付して訂正の届出を行い、21年12月22日付けで、5年4月1日から6年4月1日までは36万円、6年4月1日から同年11月1日までは53万円、同年11月1日から8年4月1日までは59万円、10年12月1日から13年4月1日までは50万円に訂正されているが、当該期間については、時効により保険料は納付できず、記録のみ訂正されているので、年金額の計算の基礎となる訂正をしてほしいと述べている。

しかし、オンライン記録によると、平成5年4月1日付けの月額変更届は同年8月5日に処理され、5年度から7年度の算定基礎届は、各年度の8月に処理されており、10年12月1日付けの月額変更届は同年11月30日に処理され、11年度から12年度の算定基礎届は、各年度の8月及び9月に処理されていることから、一度記録された処理が取り消された等の不合理な手続は無い。

また、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところ

であるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間当時、代表取締役であったことが確認でき、また、申立人は社会保険事務所に対する算定基礎届及び月額変更届は、自身もしくは、税理士及び会計士が行っており、代表印は自らが管理していたとしている。

これらのことから、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 1 日から 29 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社又はB社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間も上記のどちらかの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社又はB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の健康保険被保険者証は厚生年金保険の資格喪失日である昭和 26 年 8 月 1 日に返納されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 7 月 1 日までの期間については、上記被保険者名簿によるとA社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

一方、B社は、既に解散している上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が記憶していた同僚 3 人及び申立人の妻が記憶していた同僚 1 人の計 4 人は、死亡又は連絡先が不明であることから申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員 7 人に照会したところ、回答があった 5 人のうち 3 人は申立人を記憶していたが、いずれも申立人の入社時期を覚えていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る上記被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 29 年 7 月 1 日に申

立人の父とともに、厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11508 (事案 206 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 1 月 20 日まで
② 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 12 月まで、A社に商品の配達業務で勤務していたが、当該期間のうち、申立期間①の加入記録が無い。

また、申立期間②は、自ら経営していたB社で厚生年金保険に加入していたと第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。今回、当該期間にC社(現在は、D社)に勤務していたことを思い出したので、再度調査して当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 33 年 10 月 1 日からA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、同社に係る商業登記簿謄本により既に解散していることが確認でき、事業主の住所が不明のため、同社及び事業主から申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日の昭和 34 年 1 月 20 日に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に照会したところ、2名から回答があったが、いずれも「申立人の同社への入社日は不明」と回答しているため、同社の従業員から、申立人の申立期間①における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、回答のあった2名の従業員のうち1名は、昭和 33 年 11 月末にA社に入社したと回答していることから、同社では、申立期間当時、入社後数か月たってから厚生年金保険に加入させていることがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿と厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の同

社における被保険者資格取得日は、昭和 34 年 1 月 20 日で一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、前回の申立てでは昭和 41 年 3 月 30 日から 43 年 2 月 1 日までの期間について申し立てしているが、B社は、社会保険事務所（当時）の記録によると、同年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料は無いとして既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、昭和 41 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで厚生年金保険の加入記録のあるC社に 42 年 6 月 1 日まで継続して勤務していたので、再度調査してほしいと主張している。

しかし、D社は、「申立期間②当時のC社の資料を保管しておらず、申立人の同社での勤務期間を確認できない。」と回答しているため、D社から申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人は、C社の同僚を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に申立人の勤務状況について照会したが、申立人を記憶している者がいなかったことから、これらの者から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から29年3月まで

A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社ではタクシー運転手として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述及び申立人が申立期間に係る複数の従業員を記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて不明」と回答しており、当社の当時の事業主及び総務担当者は既に死亡しているため、同社及びこれらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の従業員は、「当時、タクシー運転手は、厚生年金保険加入者と未加入者がいたので、複数の未加入者で組合を作り、昭和29年3月1日から厚生年金保険に加入させてもらった。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該従業員は昭和27年1月2日から29年2月28日までの期間、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿では、申立期間に係る整理番号の欠番が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 21 日から 52 年 2 月まで
A 社 (現在は、B 社) のレストランで調理師として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時一緒に勤務していた同僚の加入記録はあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された A 社の昇給算定資料及び同社の同僚の証言により、申立人は、昭和 49 年 1 月 21 日から同社のレストランで調理師として勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険を含む社会保険には、正社員であっても希望者のみ加入させていた。」と回答しているところ、同社から提出された上記昇給算定資料に記載されている 22 名 (4 部所) の従業員のうち 17 名が、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていないことから、当時、A 社では従業員の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

また、上記被保険者名簿に記載されている A 社の 5 名の従業員に照会したところ、3 名から回答があり、このうち 2 名は、「希望して社会保険に加入した。」と回答している。

さらに、B 社は、「当社は、全部所の人事を本社で一括して管理しているが、申立人の当社での厚生年金保険の適用について確認することができない。」と回答しているため、同社から申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 5 日から 46 年 3 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述により、入社日までは特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、申立人と同日の昭和 46 年 3 月 1 日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「適用事業所となる以前から同社に勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用を受ける時に、事業主から給与から保険料を控除するとの説明を受けた。」と供述している。

さらに、A社は、同社に係る商業登記簿により既に解散していることが確認でき、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から54年9月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が申立期間の前の標準報酬月額と比較して減額されている。当時は、年功序列の賃金体系であり、申立期間には昇給もしているため、申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は廃棄しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除の状況については分からない。」と回答しており、健康保険組合も、「申立期間当時の関係資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、A社において、申立人と同じく昭和36年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、取得時の標準報酬月額が1万4000円として記録されている申立人を含む従業員7人の申立期間に係る標準報酬月額は、52年の定時決定時においては22万円から30万円までの間の金額で、53年の定時決定時においては24万円から28万円までの間の金額でそれぞれ記録されており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、同期入社 of 従業員と同水準であることが確認できる。

さらに、上記のオンライン記録から、A社において、昭和35年から37年までの4月1日に被保険者資格を取得した申立人を含む従業員82人について、申立期間を含む昭和49年10月から58年10月までの間に、申立人と同じく標準報酬月額が前回の定時決定時の標準報酬月額より低額となっている従業員が10人確認できることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が前回の定時決定時の標準報酬月額より低額となっていることは、不自然であるとまでは言えない。

加えて、A社が提出した「人事情報」の記録及び申立人が提出した申立人の本給及び管理職手当が明記された同社の辞令によれば、申立人は、昭和 53 年 4 月 1 日に課長心得兼係長に任ぜられるとともに管理職手当が支給されていることが確認でき、また、同社から提出された給与規程によれば、管理職に対する時間外勤務手当は支給しない旨が明記されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
A 法人（現在は、B 法人）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。5 月 30 日は夜勤で、翌 31 日の早朝まで勤務していたと記憶しているので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人における申立人の雇用保険の被保険者記録は、離職日が昭和 47 年 5 月 30 日と記録され、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と一致しており、申立期間に同社に勤務していたことが確認できない。

また、B 法人は、「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については分からない。しかしながら、申立期間当時の夜勤の取扱いについて、当時から在籍している看護師に確認したところ、夜勤明けの日は公休扱いであった。したがって、勤務実態どおりに資格喪失の届出を行ったものと思われる。また、資格喪失の手続をしながら保険料を控除することは考えられない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には1月31日まで在籍していたと記憶しており、資格喪失日が1月31日となっているのは誤記載であると思われるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された退職者ノートでは、申立人の同社における退職日は昭和 62 年 1 月 30 日と記録されており、同社は申立人の退職日は同日である旨回答していることから、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社は、「社会保険料は翌月控除である。」と回答しているところ、同社から提出された申立人に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿（昭和 62 年度）では、昭和 62 年 2 月の給与から、同年 1 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11531 (事案 2258 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月ごろから27年9月ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正できないと通知を受けた。

今回新たに同僚1名の氏名及び電話番号並びにA社の勤務期間を記載した資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所(当時)において、A社について厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないほか、管轄法務局では同社の法人登記が確認できなかった。また、申立人は、A社の申立期間当時の事業主、常務取締役及び一緒に勤務していた同僚等を記憶しているが、いずれも死亡していることから、申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、新たな資料として、同僚1名の氏名及び電話番号を提示し、A社の勤務期間等を記載したB社に係る人事記録カードを提出するので再調査してほしいと再申立てを行っている。

申立人から提出されたB社に係る人事記録カードの前歴欄にA社において申立期間に勤務していた旨の記載が確認できる。

また、申立人が新たに氏名を挙げた同僚は、「申立人と一緒に勤務した。」と回答していることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚は、「厚生年金保険料の控除について覚えていない。」と供述しているところ、オンライン記録では、当該同僚についてもA社に係る厚生年金保険の加入

記録は無い。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 47 年 12 月まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の複数の従業員が、申立人はアルバイト雇用であり、同社では厚生年金保険の加入は正社員のみであると供述しているところ、申立人は、同社に見習社員として入社し、雇用形態はアルバイトか派遣社員であったとしている。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料が保存されていないため、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年12月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間は残業時間が多かったことを記憶していたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社が株式市場に上場する前で、残業が多く、給与が上がっていたはずであり、当該期間に係る標準報酬月額の記録は不自然であると主張している。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が申立期間当時に一緒に残業していたとする同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同様に上がっていることが確認できる。

また、同被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録は、A社がB基金に加入した昭和46年10月1日以降、同基金の標準報酬月額の記録と一致している。

さらに、同被保険者名簿の記載内容に不自然さは見られず、申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立人は給与額及び厚生年金保険料の控除額を証明する給与明細書等は保有しておらず、また、A社は、申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月ごろから43年7月ごろまで
A工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同工場に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B区にあったA工場に勤務していたとしている。

しかしながら、所在地を管轄する法務局において、A工場に係る商業登記の記録が確認できない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同工場が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人は、A工場の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の同工場での勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から 27 年 10 月 1 日まで
② 昭和 28 年 12 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 24 年 5 月に養父の経営する同社に入社し、25 年からは取締役となり、養父の死後の 37 年からは代表取締役を務めた。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された定款、商業登記簿謄本等により、申立人は、申立期間①及び②において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間①及び②当時の関係資料を保管しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された当時の従業員については、既に死亡又は居所不明のため、連絡を取ることができないことから、申立期間①及び②における申立人の保険料控除等について確認できない。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人のA社における昭和 24 年 5 月 1 日の資格取得時及び 27 年 10 月 1 日の再取得時には、それぞれ別の厚生年金保険記号番号が払い出されており、上記払出簿に記載された資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致していることから、上記被保険者名簿等に不自然な記録訂正の形跡等は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月29日から同年4月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社の申立期間当時の「採用辞令通知書」、「勤務通知書」及び「給与通知書」によると、入社日は、昭和21年3月29日と記載されていることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「採用辞令通知書」、「勤務通知書」及び「給与通知書」により、申立人は、昭和21年3月29日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された「社会保険台帳」から、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和21年4月1日と記録されており、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人から提出された厚生年金保険被保険者証においても、同年4月1日と記録されていることが確認できる。

また、B社は、「当時の人事資料を保管していないことから、申立人のA社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況については不明である。申立期間当時の入社年月日と厚生年金保険の被保険者資格取得日の不整合について、当時の詳細が分からないので不明である。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員14人に対し、入社時期と厚生年金保険の資格取得時期等について照会したところ、7人から回答があり、そのうち、二人については、入社時期と厚生年金保険の資格取得時期が相違していることが確認できることから、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 7 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、一連の処理に心当たりが無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 4 月 1 日の後の同年 10 月 6 日付けで、昭和 63 年 4 月から平成元年 11 月までは 47 万円が 8 万円に、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円が 8 万円に、同年 11 月から 7 年 3 月までは 59 万円が 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 4 年 7 月 17 日付けで取締役に就任していることが確認でき、同日付けで同僚が代表取締役に就任し、申立人は、当該訂正処理日には同社の代表取締役ではないことが確認できる。

しかしながら、申立人は、同僚が代表取締役に就任していることについて、「当時、私がA社の代表取締役であり、誰かが同僚を代表取締役として勝手に登記したものである。」旨供述している上、複数の元従業員も「当時の実質的な代表取締役は申立人であった。」旨供述している。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 4 月 1 日当時、同社において、厚生年金保険被保険者であった者は、申立人一人であり、申立人は、「保険料を滞納していたので、平成 7 年ごろ、社会保険事務所（当時）に相談に行った。」旨供述していることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していたもの

と考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の実質的な代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 2 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、B社（現在は、C社）から転籍し継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が推定できる源泉徴収票を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「申立人は、申立期間において同社に在籍し勤務していたのは間違いない。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、昭和 63 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、国民健康保険の加入記録によると、昭和 63 年 7 月 2 日から同年 9 月 12 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる上、A社の複数の元従業員は、「申立期間は、同社は厚生年金保険の適用事業所になっていない時期であり、給与から厚生年金保険料も控除されていないため、当該期間は個人で国民年金又は国民健康保険に加入した。」旨供述している。

さらに、申立人から提出のあった源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額からは、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

なお、A社の当時の代表者からは、申立人の勤務実態等に係る回答が得られない上、C社の人事担当者は、「申立人の転籍異動に係る書類は保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の届出等については不明である。」旨供述していることから、A社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認す

ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 37 年 9 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「申立人を覚えている。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社において、申立期間の過半の期間に代表者であった者及び当時の社会保険担当者は既に死亡しており、また、申立期間の一部期間において同社の代表者に就任したとする申立人は「当時の関係資料は残っていない。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは分からない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録では、申立人の資格取得日は、いずれも昭和 45 年 4 月 1 日となっており、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年12月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が 50 万円であった旨主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、平成2年10月から3年9月までは41万円、同年10月及び同年11月は36万円であることが確認できる。

また、A社において、申立人と同じ職種（システムエンジニア）であったとされる複数の元同僚は、「申立期間当時の自身の標準報酬月額は、給与総額に見合った額である。」旨供述しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、オンライン記録において、さかのぼって申立人の標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡は見られない。

さらに、A社の当時の代表者は、「当時の賃金台帳を含む関係資料を保有していない。」旨供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができないが、当該代表者は、「システムエンジニアは、それぞれの担当プロジェクトによって残業量が異なり、それによって標準報酬月額も変動するので減額となることもある。また、基本給そのものは減額していない。」旨供述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に

ついて、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年12月31日まで
申立期間についてA社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
しかし、昭和19年4月から20年3月までは学徒動員されていたが、同年3月に高等小学校を卒業し、同年4月からは同社に入社したので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が申立期間当時、同社同工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、元事業主にも照会したが当時の状況について覚えておらず、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿によると、申立人が健康保険の被保険者資格を取得した際に、本来ならば厚生年金保険の記号番号が払い出される場所、その欄には勤労働員学徒を示す「学」の表示がされている上、申立人と同年齢の者49名に対しても「学」と表示されていることが確認できる。

なお、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が記憶している同僚は、申立人と同様に昭和21年1月8日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

一方、申立人は昭和20年3月にはC高等小学校を卒業したと供述しているところ、D第一小学校に申立人の卒業年を照会したが、同校は、「記録が焼失しているため確認できない。」と回答している。

これらのことから、当時、A社B工場は、申立人を含む勤労働員学徒に対して、申立期間は健康保険のみ加入させており、その後、一斉に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から13年5月14日まで

申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より下げられている。当時は、A社の管理的業務をしており、社会保険料の滞納があったことから社会保険事務所（当時）で標準報酬月額の訂正について説明を受け、当該処理を行うことに同意はしたものの、年金が減額されることは聞いていなかったため、申立期間について訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、平成12年3月から13年4月までの期間は30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年5月14日）以降の同年5月17日に、遡及して12年3月から同年9月までは11万円、同年10月から13年4月までは9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社において商業登記簿上の代表取締役であった事実は確認できないものの、同社の元役員は、「同社は、申立人が設立した会社であり、申立人が事実上の代表者であった。」と供述している。

また、申立人は、「自分は同社において管理的立場で社会保険業務を行っていた。同社は当時、社会保険料を滞納しており、そのことを解消するために、社会保険事務所で標準報酬月額の減額訂正に同意し、自らが当該訂正に係る事務手続を行った。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の実質上の代表者として自らの標準報酬月額の減額処理に関与し、同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月12日から46年4月1日まで
60歳のとき、A社会保険事務所(当時)から、脱退手当金を支払ったと電話で言われた。昨年の6月に、Bの年金事務所で、脱退手当金は受け取っていないですねと言われた。申立事業所について、昭和62年にA社会保険事務所に依頼し、脱退手当金を受け取っていない回答の証明書もあるので、支給記録があるのはとても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社会保険事務所には、申立人の申立期間に係る「脱退手当金裁定請求書」及び「脱退手当金裁定伺」が保存されており、前者の「請求者の住所」欄には申立人しか知り得ない住所が記載されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、その事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、A社会保険事務所は、昭和62年1月6日付で、申立人宛に発行した「厚生年金保険加入期間調査依頼について(回答)」において、本来脱退手当金に係る記載をすべきだったところ、記載を漏らしてしまったとしている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から34年2月13日まで
平成19年8月ごろ、自分の年金記録に脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和34年7月15日の直前の同年5月20日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和39年6月1日から42年1月1日まで
③ 昭和42年1月1日から45年4月1日まで

脱退手当金の支給決定日には結婚して転居しており、支給の通知も脱退手当金も受け取った記憶は無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和45年4月の前後1年以内に資格喪失した者39名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、38名に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和45年9月29日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から31年4月16日まで
脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年4月16日の前後2年以内に資格喪失した者27名の支給記録を確認したところ、19名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち17名が資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄に脱退手当金の支給記録が確認できるほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年5月11日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月1日から59年9月10日まで
厚生年金保険第四種被保険者として加入した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社（現在は、B社）を退職してすぐに第四種被保険者の資格取得の手続を行った記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人が昭和60年2月6日に厚生年金保険の第四種被保険者資格を取得した日までの申立人の被保険者期間の累計が、申立期間における期間を算入しない場合に、181か月であったところ、申立人が提出した、当該取得に際し所轄の社会保険事務所長（当時）から送付された「厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出受理通知書」（写し）には、「老齢年金を受けるに必要な被保険者期間が満了する見込日」欄に、当該取得日から59か月後の「昭和65年1月1日」と記載されており、これに上記181か月を加算すると、申立人が老齢年金を受けるに必要な20年（240か月）の被保険者期間と一致することが確認できる。

また、第四種被保険者に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人が昭和60年2月6日に資格取得したことの記載のある部分の備考欄に、被保険者期間の満了日が65年1月1日である旨記載されている。

さらに、上記被保険者名簿では、申立期間に当たる昭和58年2月から59年9月までに第四種被保険者資格を取得している者が245人おり、これらの者はおおむね時系列に記載されている状況がみられる上、当該期間の整理番号に欠番や訂正等はなく、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらないが、申立人の氏名を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の納付について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年2月28日まで
A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が事実と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年2月28日より後の同年3月3日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初3年10月から5年1月までは41万円と記録されていたものが、9万8,000円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立期間当時、申立人はA社の代表者となっている上、同社の従業員の二人は、申立人は申立期間当時、同社の代表者である旨供述している。

また、申立人は、A社における社会保険関係の書類は自身が目を通し、代表印も自身又は妻しか押すことができなかつた旨供述している。

さらに、オンライン記録では、申立人に係る資格喪失処理は標準報酬月額の減額処理と同じ平成5年3月3日付けで行われていることが確認できる。

加えて、従業員の一人は、平成5年2月当時、給料は遅配していた旨供述している。

これらのことから、A社の代表者であった申立人が関与せずに、社会保険事務所（当時）において、標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表者として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月11日から31年3月31日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和29年2月に入社し、同年6月1日に厚生年金保険の資格を喪失し、同日に再度資格を取得した後、1か月後に資格を喪失したとは考えられないと申し立てている。

しかし、B社の回答及び同社が提出した退職者ファイルによると、申立人は、A社の監査部を昭和29年7月10日に退職している記録が認められ、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立期間当時に厚生年金保険の資格を取得した記録のある女性従業員10人に照会したところ、回答のあった9人全員が申立人を記憶していない旨供述しており、これらの従業員から、申立人の申立期間当時の勤務の状況及び厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から43年11月までの期間のうちの1年間
A社を設立し、代表取締役として在職していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社設立に際し、会計事務所代表が厚生年金保険の加入手続を行っているはずなので、当該申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間のうち昭和42年3月20日（会社設立）から同年11月*日（解散）まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社は、上記商業登記簿謄本により確認できる期間において、法人組織であったと認められるものの、業種は飲食業であったことから、厚生年金保険の強制適用事業所の対象となる業種（事業）ではなく、社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の適用事業所となるための申請を行い、認可を受けて任意包括適用事業所となることができる事業所であるが、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、事業主である申立人が、当該期間に任意包括適用事業所になるための申請を行った形跡は見当たらない。

一方、申立人は、A社における厚生年金保険の手続は、会計事務所代表にすべてを任せており、厚生年金保険料を支払っていたことは間違いないが、保険料額や納入方法などの詳細については何も分からない旨供述しており、当該事務所を承継したとする現代表も、当時の資料は既に処分し、当時の代表も既に亡くなっている旨回答していることから、同社の厚生年金保険の適用状況及び申立人の給与からの厚生年金保険料控除等の事実について確認することができない。

また、A社を管轄する社会保険事務所の適用事業所名簿について調査を行ったが、申

立期間を含む昭和 40 年 1 月から 43 年 11 月までの期間において、同社と認められる事業所名の記録は存在せず、健康保険被保険者証の記号から当該名簿の連続性が確認できる上、記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から43年11月までの期間のうちの1年間
A社を設立(夫が代表取締役)し、取締役として在職していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社設立に際し、会計事務所代表が厚生年金保険の加入手続を行っているはずなので、当該申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間のうち昭和42年3月20日(会社設立)から同年11月30日(解散)まで同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社は、上記商業登記簿謄本により確認できる期間において、法人組織であったと認められるものの、業種は飲食業であったことから、厚生年金保険の強制適用事業所の対象となる業種(事業)ではなく、社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の適用事業所となるための申請を行い、認可を受けて任意包括適用事業所となることができる事業所であるが、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、事業主である夫が、当該期間に任意包括適用事業所になるための申請を行った形跡は見当たらない。

一方、申立人は、A社における厚生年金保険の手続は、会計事務所代表にすべてを任せており、厚生年金保険料を支払っていたことは間違いないが、保険料額や納入方法などの詳細については何も分からない旨供述しており、当該事務所を承継したとする現代表も、当時の資料は既に処分し、当時の代表も既に亡くなっている旨回答していることから、同社の厚生年金保険の適用状況及び申立人の給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社を管轄する社会保険事務所の適用事業所名簿について調査を行ったが、

申立期間を含む昭和 40 年 1 月から 43 年 11 月までの期間において、同社と認められる事業所名の記録は存在せず、健康保険被保険者証の記号から当該名簿の連続性が確認できる上、記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。